

厚生文教委員会会議録

平成19年4月26日(木)

(開 会) 09:00

(閉 会) 17:20

○ 委員長

ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

現地調査を行います、暫時休憩いたします。

休 憩 09:02

再 開 12:56

委員会を再開いたします。「所管事務の調査について」を議題といたします。質疑は執行部説明のあと、部局ごとに区切って行いますので、よろしく申し上げます。

それから、部署が多いですから、説明は簡単にするように執行部に申し入れておりますので、御了承ください。

それでは、執行部の各課から「所管事務について」の説明をお願いいたします。

○ 保護1課長

所管事務調査資料その1の1ページをお願いいたします。保護1、2課の概要について御説明いたします。

所管事務といたしましては、生活保護法の施行に関することでございます。生活保護の決定並びに実施に関する業務を行っております。

次に、組織でございますが、保護課は保護1課と保護2課からなっており、保護1課は総務係、保護1係から3係の4係構成となっております。保護2課は、保護4係から7係の4係構成となっております。

次に、職員の配置状況でございますが、保護1課に、課長1名、課長補佐1名、なお課長補佐は総務係長を兼務しております。それから、係長3名、総務係員9名、ケースワーカー21名、それから就労支援相談員1名、面接相談員1名、計37名でございます。それから、保護2課に、課長1名、係長4名、ケースワーカー28名、面接相談員1名、計34名でございます。2課8係計71名で保護行政を担当しております。

次に、2ページをお願いいたします。3の飯塚市地区別被保護世帯の状況でございますが、左から、地区名、人口、被保護者世帯数、被保護者数、それから保護率を記載しております。計の欄を見ていただきますと、平成19年3月末現在で、被保護世帯数3,977世帯、被保護者数6,044人、保護率45.3パーセントとなっております。なお、上段の右側に参考といたしまして近隣市郡の保護率を記載しております。

次に、4の被保護世帯、被保護人員等の推移の状況につきましては、左側から、年度、飯塚市の世帯数、人員、保護率と、それから福岡県、全国の保護率を記載しております。上段の平成7年度の飯塚市の保護率を見ていただきますと、この年度までは保護率は減少してきておりましたが、平成8年度から増加に転じております。この傾向は全国的な傾向であり、バブル崩壊後の長引く経済不況がいまだに影響しているものと思われれます。

次に、5の被保護世帯の類型別分類表でございますが、平成13年度から平成18年度まで6年間のそれぞれの高齢者世帯、母子世帯、傷病・障がい者世帯、それからその他の世帯について、世帯数と構成比を記載しております。全体の構成比から見ますと、高齢者世帯の比率が大きく、今後も高齢化の進展とともに高齢者世帯の増加が懸念されるところでございます。

以上、簡単でございますが、保護1、2課の所管事務の概要説明を終わります。

○ 保育課長

続きまして、保育課所管事務の概要について御説明を申し上げます。

その前に、まことに申しわけありませんけれども、修正箇所がございますので、そのことに

ついて御説明をいたします。

4ページをお願いいたします。4ページの下から3行及び4行なんですけども、私立保育園の愛の光保育園、それと、その下の庄内保育園とございます。その中の入所人員というのがそれぞれございます。愛の光保育園が68名、庄内保育園が102名になっておりますけども、これが反対でございまして、愛の光保育園が102、庄内保育園が68ということで訂正させていただきます。

それでは、3ページをお願いいたします。最初に、保育課の組織についてでございますが、保育課では、2係、15保育所、4子育て支援センターで組織し、課長以下、嘱託職員、臨時職員239名の体制で構成しております。また、各支所では、児童社会係に兼務職員1名を配置しております。

次に、所管事務事業の概要についてですが、所管事務につきましては、3つに大別しております。1つ目が保育事業全体の管理運営に関する事、2つ目が保育所運営に関する事、3つ目が子育て支援センターの運営に関する事、それと各支所につきましては、入退所、保育料についての取り扱いを行っております。

次に、保育所の入所状況についてでございますが、次のページにかけて掲載しております。平成19年4月1日現在での公立保育所は15施設あり、定員1,400人に対し入所児童数1,236人となっております。私立保育所は16施設で、定員1,500人に対し入所児童数1,668人の入所がっております。それにまた、公・私立合計では、定員2,900人に対し2,904人となっております。

次に、入所児童の年齢別入所状況についてでございますけども、それは2段書きになっておりますが、下段につきましては広域入所者を含んだ入所児童数となっております。

次に、子育て支援センターの利用状況ですが、子育て支援センターの事業は、子育てに当たる家庭等に対する育児支援ということを目的とした事業でございます。平成18年度の利用状況は、4施設で1万9,717人ということで利用されております。

以上をもちまして、保育課の所管事項概要説明を終わります。

○ 児童育成課長

6ページをお願いいたします。それでは、児童育成課所管事務の概要について説明をいたします。

初めに、児童育成課の機構でございますが、3係で構成をいたしております。児童育成係は、児童センター、クラブ、指導員等を含めて109名でございます。児童母子係は嘱託、臨時職員を含めまして13人、青少年係は相談センターを含め6人で、課長、課長補佐を含め、計130人で構成をいたしております。

次に、所管事務につきましては、ここに掲げているとおりであります。

7ページをお願いいたします。児童センター及び児童館についてでございますが、児童の健全な遊び並びに健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、現在17カ所の施設を設置し、事業の取り組みをいたしております。

8ページをお願いいたします。放課後児童健全育成事業、児童クラブについてでございますが、児童センター等を利用し児童クラブを設け、保護者の労働等により学校放課後の留守家庭の児童を預かり、児童の健全育成及び保護者の支援をいたしております。それぞれの入所状況は、ここに掲げているとおりでございます。なお、4年生以上の児童も受け入れをいたしております。

9ページをお願いいたします。児童手当の受給者数、状況でございますが、ここに掲げているとおり、それぞれの手当に対して支給事務を行っております。

次に、家庭児童相談室についてでございますが、家庭における児童養育等にかかわる相談業務を行っております。相談内容及び件数は下記のとおりであります。

次に、母子相談についてでございますが、18年の4月から本市に母子自立支援員2名を配置しまして、母子家庭や寡婦の方々のさまざまな問題や悩み等について相談業務を行っております。相談内容、相談件数を10ページに掲げております。

10ページをお願いします。続きまして、青少年健全育成会についてでございますが、市内に青少年健全育成会が組織され、青少年の健全育成の活動が展開をされております。

次に、飯塚市少年相談センターについてでございますが、補導活動、相談活動、有害浄化活動、広報活動を実施しております。概要につきましては、下記のとおりであります。

次に、集いの広場飯塚についてでございますが、旧鯉田幼稚園施設を子育ての活動の拠点とし、有効利用することによりまして、地域における民間の子育て支援の場として、平成15年4月から子育てボランティア団体で構成をしています集いの広場飯塚運営協議会へ無償貸与しております。利用者につきましては、平成18年度、9,022人の利用となっております。なお、協議会に加入されている子育てボランティア団体は12団体でございます。

以上、簡単でありますけど、説明を終わらせていただきます。

○ 健康増進課長

資料その2の方に保健福祉部関係の資料をつづっております。1ページをお願いいたします。1ページに健康増進課の所管事務の概要をつづっておりますので、説明させていただきます。

健康増進課の組織につきましては、医療総務係、医療給付係、保健センターの保健衛生係の3係で、課長以下、保健センターの所長と医療給付係長兼務の課長補佐の2名、以下医療総務係、保健衛生係に係長それぞれ1名、以下事務職員等で、合計37名で、それと合わせまして嘱託職員4名を加えました41名にて業務を行っております。

2の所管事務でございますが、1の国民健康保険事業、2の老人保健事業、3の後期高齢者医療制度に関する事、4の乳・障・母に関する医療費の支給に関する事、5の母子保健事業や予防接種等の保健衛生に関する事等を所管いたしております。

2ページをお願いいたします。3の所管事務の概要でございます。

1の国民健康保険事業に関する事でございますが、国民健康保険につきましては、19年度は国保事業の適正な運営を確保するために税率の改正を行っております。医療分で、所得割10.5%、資産割15%、均等割2万4,600円、平等割2万7,000円、賦課限度額56万円、介護分では、所得割2.3%、均等割1万800円で賦課することといたしております。

①の国民健康保険被保険者の状況につきましては、市全体の世帯数、人口を示すとともに、国民健康保険対象の世帯数、被保険者数を示しております。それぞれ昨年と比較しましてほぼ横ばいでございます。

2の医療費の状況でございます。総医療費約238億円で、1人当たりの医療費は約47万1,000円が見込まれております。それぞれ増加傾向でございます。

次に、③国保会計の財政状況でございます。18年度で見ますと、決算見込み額でございますが、歳入合計137億9,640万3,000円、歳出合計137億1,799万9,000円で、差し引き額7,840万4,000円の黒字というふうになっておりますが、繰越金または基金の繰入金、また国庫の超過交付額、それぞれを差し引きました実質単年度収支は、5億7,593万2,000円の赤字というふうになる見込みでございます。

次に、(2)の老人保健事業に関する事でございます。老人医療受給対象者の状況でございますが、国保加入者が1万3,703人、その他社保の加入者が2,960人で、総人口に対しまして12.4%というふうになっております。

次に、老人医療費の状況ですが、総医療費155億4,604万3,000円で、1人当たりの医療費93万2,967円、受診率では2,918.1%、これは1人の方が平均年間29.1回受診するということですが、1人当たりの医療費につきましては年々増加傾向にな

っております。

次の（３）後期高齢者医療制度に関することとございます。昨年の医療制度改革によりまして、75歳以上の高齢者を被保険者といたしました新しい後期高齢者医療制度が、保険財政の安定と保険料の平準化を図るという目的のために、県単位の広域連合として設立され、来年度、20年4月1日よりスタートいたします。福岡県の広域連合は、19年3月30日に設立をされまして、久留米市長が広域連合長として公選されております。

本事業の運営につきましては、公費5割、若人世代の支援金として4割、被保険者の保険料1割の割合で財源調整されております。

本年度の事務といたしましては、後期高齢者支援金を若人の保険料で捻出するために、保険税を調整する必要が生じておりまして、国保税率の見直しが必要となっております。具体的には、75歳以上の高齢者に係ります歳入歳出を精査いたしまして、国保運営協議会に諮問し、議会に諮りまして、保険税率を決定いたしたいというふうに思っております。

なお、進捗状況につきましては、随時報告を行ってまいりたいというふうに考えております。

次、（４）の乳幼児・重度心身障がい者・母子家庭等医療費の支給に関することについてでございます。県の公費医療支給制度に基づきまして、自己負担額を助成するものでございます。

①で支給要件を示しております。乳幼児医療費では、入院は就学前まで、外来は、平成19年度より対象年齢をさらに1歳引き上げまして、5歳未満といたしております。重度心身障がい者医療費、ウの母子家庭等医療費につきましては、それぞれ対象となる方の要件等を示しております。

②支給対象者の数と支給額の状況ですが、支給対象者総数で1万3,634人、各医療費の支給総額では7億71万8,000円というふうになっております。

なお、この3医療事業につきましては、乳幼児医療の外来診療3・4歳児を除きまして、2分の1の県費補助があります。

次に、（５）の保健衛生に関することとございます。①母子保健事業では、母子保健法に基づきます母子保健の向上に寄与するために、母子手帳の交付、乳幼児の健康審査、育成指導等の事業を行っております。

②の老人保健事業では、老人保健法に基づきまして、40歳以上を対象とした各種保健事業を実施いたしております。表に平成18年度の実績を示しておりますが、健康教育、健康相談、基本健診等、それぞれを実施いたしております。

5ページをお願いいたします。③健康づくり推進事業でございますが、保健衛生、運動面からの助言、指導を行いながら、健康増進のための保健指導を行っております。

次に、④予防接種でございます。予防接種法に基づきまして、伝染のおそれがある疾病の発生と蔓延を予防するために、表に示しておりますように各種の予防接種を集団並びに医療機関で個別に実施をいたしております。

次に、保健センターの概要を記載いたしております。保健センターといたしましては、飯塚保健センター、穂波保健センターがございまして、それぞれに保健師を配置いたしております。また、庄内保健福祉総合センター内に3名の保健師を常駐させて、3カ所を拠点といたしまして、市内各地での保健活動等を行っております。

○ 介護保険課長

引き続き介護保険課の所管事務について説明いたします。

8ページをお願いいたします。介護保険課は、保険給付係、保険料係、指定指導係、認定係の4係で構成しております。課長以下36人の職員で介護保険のかかわる業務を行っております。各支所におきましては、介護保険業務の各種申請等の受け付け業務を行っており、保健福祉課の介護福祉係が介護保険の業務を担当しております。

介護保険課の主な業務は、2の主な所管事務に書いておりますように、保険給付並びに介護

保険事業計画の進行管理、介護保険料の賦課及び収納事務、地域密着型サービスの指定等の事務、介護相談員派遣事業の実施、要介護認定にかかわる訪問調査や認定審査会等の事務となっております。

9 ページの所管事務事業の概要について説明いたします。

最初に、被保険者数の推移でございますけれども、15年から18年までの人数を掲げております。18年10月末現在の被保険者数は、3万1,217人となっております。

次に、(1)の介護保険の給付に関する(1)の介護保険給付費の推移でございますけれども、左側に縦に給付費のサービスの種類ごとの項目を、上に年度を表示いたしております。平成17年度までは、旧飯塚市分及び広域連合加入の旧4町分の実績を合計して表示いたしております。一番右側でございますが、18年度の保険介護保険給付費決算見込み額は89億5,228万円の見込みで、前年度より3.6%程度下がる見込みとなっております。

次に、下の②の介護保険会計の財政状況、決算見込みでございますけれども、4月15日現在の18年度決算見込みでは、Aの歳入合計、国・県の負担金、支払い基金交付金、保険料等収入の見込み額は、合計の見込み額は97億4,057万4,000円で、これに対しまして、Bの歳出の合計、保険給付費等支出見込み額は93億5,100万円の見込みでございます。Cの差し引き額3億8,957万4,000円が翌年度繰り越しとなる見込みでございます。

その横、Cの差し引き額の内訳でございますけれども、①の国・県負担金及び支払い基金交付金の超過分約2億1,500万につきましては、それぞれ概算交付で多目に交付を受けておりますので、後で返還等生じるものでございます。また、②の保険料還付未済分につきましては、今後約460万程度還付が生じるものでございます。③の単年度実質収支と書いております約1億6,900万円につきましては、単年度では黒字となる見込みとなっております。

次、10ページをお願いいたします。(2)の介護保険事業計画につきまして、介護保険制度の円滑な運営を図るために、高齢者保健福祉計画と連携を図り策定した計画でございます、1市4町合併協議会におきまして、平成18年3月に、平成18年度から20年度までの3カ年の計画を作成いたしております。②の高齢者社会対策推進協議会におきまして、進行管理を当たっております。介護保険事業計画の次期策定は、20年度中に平成21年から23年までの計画を策定する予定となっております。

次に、(3)の保険料の賦課徴収についてでございますが、①の介護保険料の賦課状況といたしまして、表の上から保険料の段階区分、保険料の割合及び保険料額、それから徴収区分でございまして、特別徴収一併徴の方を含めますけれども一及び普通徴収の方の人数及び調定額を記載しております。右側の合計の下の方で、18年度賦課延べ人数は3万2,648件、調定総額は17億160万6,400円となっております。

なお、介護保険料は、所得区分に応じて段階を分け保険料を賦課しておりますけれども、世帯に住民税課税者がいる御本人は、住民税非課税の方を規準に6段階で賦課しております。18年度から20年度までの保険料の基準額は、月額4,975円、年額は5万9,700円となっております。

11ページの②の保険料の減免状況についてでございます。昨年の7月1日に保険料の減免要綱を施行いたしまして、その件数及び減免額を記載しております。災害減免2件は火災によるものでございまして、6次減免の39件は低所得等によるものとなっております。減免件数は合計で41件となっております。

次に、(4)の地域密着型サービス事業の指定、指導・監督に関することでございます。18年4月の法改正に伴いまして、グループホームなどが地域密着型サービスに位置づけられ、また新たに創設された小規模多機能型居宅介護など6種類の介護サービス、3種類の介護予防サービスの地域密着型サービスの指定や指導・監督の権限が市の業務となっております。また、介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス事業等を12の中学校区単位の生活圏域ごと

に整備を進めるため、国の地域介護福祉空間等整備交付金を利用し、整備補助金を助成いたしまして、介護サービス基盤の整備を進めております。

次に、(5)の介護相談員派遣事業につきましては、介護相談員を事業所等に派遣いたしましてサービス利用者の話を聞き、利用者の疑問や不安の解消を図るとともに、苦情に至る事態を未然に防ぎ、介護サービスの質的向上を図るため、事業を実施いたしております。

12ページをお願いいたします。12ページの(6)の要介護・要支援認定事務の状況でございます。①の認定者数につきましては、平成15年から平成18年度にかけて年度末の介護度別の認定者数を掲げております。18年度末で認定者は6,321人となっております。17年度末に比しまして認定者数は427人減少いたしております。申請件数等の減に伴いまして、認定者数が減少しているものでございます。

②の認定率につきましては、65歳以上の方の高齢者のうち要介護認定を受けている方の率を表示いたしております。右側、18年度末で認定率は20.04%となっております。

以上で、所管事項の説明を終わります。

○ 高齢者支援課長

高齢者支援課の所管事項の概要について御説明いたします。

13ページをお願いいたします。高齢者支援課の組織につきましては、地域包括支援センター係は係長以下37名、高齢者総務係は係長以下3名、愛生苑は苑長以下21名で、課長、課長補佐を含め63名の職員で業務を行っております。

なお、地域包括支援センター係のケアマネジャーにつきましては、必要人数を26人と見込み、昨年5月から募集いたしておりましたが、募集が少なく、4月1日現在においても20人しか雇用できておらず、6人を社協から出向で来ていただいております。

支所につきましては、高齢者支援課の関連業務は各支所とも保健福祉課で実施いたしております。

14ページをお願いいたします。主な所管事務につきましては、介護予防事業全般に関すること以下10項目を掲げております。高齢者支援課の所管につきましては、要介護の高齢者、要支援の高齢者、特定高齢者、これは自立の高齢者ではございますが、虚弱な高齢者という位置づけでございます。それと、元気な高齢者のうち要介護の高齢者を除く要支援の高齢者、特定高齢者、元気な高齢者を主な対象として、介護予防、高齢者に関する総合的な相談・支援、高齢者の引きこもり防止や生きがい対策、ひとり暮らしの高齢者などの自立支援、養護老人ホームの管理運営などを実施いたしております。

事務事業の概要につきまして御説明させていただきます。

地域包括支援センターにつきましては、要支援や特定高齢者の要介護状態への防止や重度化防止の取り組みを進めるとともに、高齢者にかかわる相談等を含む地域ケアについて推進することを目的として、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談業務、権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント業務を実施いたしております。

15ページをお願いいたします。養護老人ホームへの措置につきましては、健康上の理由及び経済的理由によりまして日常生活を営むのに支障のある者に対しまして養護老人ホームへの措置を行うもので、現在76人の高齢者を措置いたしております。主な施設としましては、愛生苑44人、白藤の苑12人、白寿園4人となっております。

(3)の地域福祉ネットワーク事業につきましては、高齢化が進み高齢者のみの世帯が増加する中で、高齢者の見守り活動や生きがいづくりなどを進めるため、自治会長、民生委員、福祉委員、ボランティアの方々が地域ネットワーク委員会を組織しており、その活動に対して助成を行っているもので、現在、旧飯塚市に9カ所設立されています。旧4町につきましては、社協と連携を図りながら、今年度早期に11カ所——合計で20カ所になりますけれども——設立されるよう、自治会長や民生委員等と協議をしているところです。

なお、昨年度実施しておりました敬老事業につきましては、今年度から地域福祉ネットワークの一つの事業として実施していただきたいと考えております。このため、地域福祉ネットワークへの補助金も、1カ所38万円から1カ所平均すると65万円と、増額して交付する予定です。

高齢者保健福祉計画につきましては、高齢者保健福祉施策の総合的な推進を図るため、介護保険事業計画と連携を図り策定する計画で、平成18年3月に平成18年度から20年度までの3カ年の計画を作成したものでございます。

16ページをお願いいたします。高齢者の教養や健康の増進を初め、高齢者の福祉の推進を図るため活動を行っております老人クラブ連合会への助成、高齢者の生きがいと社会参加を目的とした陶芸教室の実施、市内在住の大正15年4月1日以前に生まれた外国人で国民年金を受給できない方に対して月額7,000円の福祉給付金を支給する在日外国人高齢者福祉給付金などの事業を実施いたしております。

17ページをお願いいたします。17ページから19ページまでの3ページに、在宅高齢者への福祉施策について、事業名、対象者、事業内容、利用者負担金について掲載いたしておりますが、それぞれの施策の説明は省略させていただきます。

20ページをお願いいたします。養護老人ホーム愛生苑につきましては、設置者、管理運営ともに飯塚市、所在地は飯塚市鯉田、定員は120名で、平成19年度当初の入所者は85名となっております。

養護老人ホームの運営につきましては、平成18年度まで、愛生苑は設置者が飯塚広域市町村圏事務組合、管理運営は広域市町村圏事務組合から委託を受けて飯塚市が実施、颯田志ら川荘は設置者、管理運営とも飯塚市で実施していましたが、颯田志ら川荘は平成18年度をもって廃止し、愛生苑は飯塚広域市町村圏事務組合から飯塚市に移譲され、平成19年度から設置者、管理運営とも飯塚市となったものです。

なお、颯田志ら川荘の入所者につきましては、入所者、保護者、措置者と協議を行い、それぞれの希望や身体的状況などに基づき施設の変更を行っております。変更の状況につきましては、平成18年11月末に入所されておられました31人のうち、愛生苑に16人、他の施設などに15人が3月20日までに移られております。

21ページをお願いいたします。21ページ以降25ページまで、特別養護老人ホーム桜の園、筑穂高齢者生活福祉センター、筑穂老人福祉センター、颯田高齢者福祉センター、颯田老人憩いの家について掲載いたしておりますが、これらの5施設は平成18年度まで各支所で管理運営を行っていましたが、平成19年度から高齢者支援課で管理運営を行うこととなったものです。

特別養護老人ホーム筑穂桜の園につきましては、平成17年度に開設した特別養護老人ホームで、設置者は飯塚市、管理運営は指定管理者として飯塚市社会福祉協議会が実施いたしております。所在地は飯塚市長尾、定員は30名で、平成19年度当初の入所者は30名で、満所となっております。なお、ショートステイ用として3室整備されております。

22ページをお願いいたします。筑穂高齢者生活福祉センターにつきましては、過疎地の高齢者の方に福祉サービスなどを提供するために平成7年に開設した施設で、デイサービスセンターや居住部分などを整備した施設であります。設置者は飯塚市、管理運営は指定管理者として飯塚市社会福祉協議会が実施いたしております。所在地は飯塚市内野、居住定員は5名で、平成19年度当初の入所者は2名となっております。

23ページをお願いいたします。筑穂老人福祉センターにつきましては、昭和54年に開設した施設で、高齢者の健康増進、教養の向上などを図るため整備された施設です。設置者は飯塚市、管理運営は指定管理者として飯塚市社会福祉協議会が実施いたしております。所在地は飯塚市長尾、利用者は18年度では約9,000人となっております。

24ページをお願いいたします。顕田高齢者福祉センターにつきましては、平成2年に開設した施設で、高齢者の生きがいくつりと健康づくりなどを図るために整備された施設です。設置者は飯塚市、管理運営は指定管理者として飯塚市社会福祉協議会が実施いたしております。所在地は飯塚市勢田、利用者は平成18年度では約1万1,000人となっております。

25ページをお願いいたします。顕田老人憩いの家につきましては、昭和46年に開設した施設で、教養の向上、レクリエーション及び相互親睦等を図るために整備された施設です。設置者は飯塚市、管理運営は指定管理者として飯塚市社会福祉協議会が実施いたしております。所在地は飯塚市勢田、利用者は年間約1,400人となっております。

○ 社会・障がい者福祉課長

続きまして、社会・障がい者福祉課の所管事項の概要を説明いたします。

26ページをお開きをお願いいたします。組織につきましては、社会福祉係、障がい者自立支援係、障がい者福祉係の3係となっております。課長1名以下課長補佐1名、社会福祉係1名の係長、2名の職員、嘱託職員1名となっております。障がい者の自立支援係は、係長1名で、5名の職員と2名の訪問調査員でございます。障がい者福祉係は、係長1名、4名の職員となっております。総数で19名でございます。

支所につきましては、当課に関係します支所は、社会福祉係では支所は保健福祉課の児童社会係でございます。障がい者自立支援係、障がい者福祉係では、保健福祉課の介護福祉係となっております。

次に、主な所管事務でございますが、1、災害援助——水害と火災でございますけれども——に関する事、2、長寿祝い金に関する事、3、福祉有償運送に関する事、4、障がい者福祉、障がい者自立支援に関する事を所管しております。

なお、今年度は、高齢者、障がい者、児童等を問わず、地域に生活するすべての住民の生活課題の解決を目的とした地域福祉計画の策定を予定しております。

3の所管事務事業の概要でございますが、昨年度の火災は16件、82万円の見舞金を支給しております。次に、平成15年7月19日の水害貸付金の償還状況でございますが、県の貸し付けが176件で2億3,899万円、市の貸し付けが26件で3,680万円で、償還額が、県で4,673万3,504円、市では1,233万3,332円となっております。

次に、長寿祝い金につきましては、昨年同様に、高齢者の方に対しまして長寿をお祝いするものでございます。敬老祝い品につきましても、昨年同様、100歳以上の高齢者の方に祝い品を支給いたします。

次に、福祉有償運送につきましては、旧筑穂地区限定の継続事業として実施しております。

4の障がい者福祉、障がい者自立支援につきまして御説明いたします。障がい者数で身体が6,333人、うち児童が87人としておりますけれども、システムのエラーでございまして、6,333人を6,522人に訂正お願いいたします。6,332人を6,522人に訂正お願いいたします。知的につきましては931人、うち児童が157人、精神が507人で、合計は7,771人となっております。

次に、自立支援につきましては、精神通院が1,175人、更生医療は、入院が160人、入院外が192人の計352人となっております。補装具につきましては、身体障がい者は1,454件、費用は3,182万77円、障がい児は238件、1,478万9,125円となっております。

29ページでございますが、飯塚国際車いすテニス大会は、ことしで23回目を迎えております。5月の15日、火曜日から20日、日曜日までの6日間、筑豊ハイツをメイン会場に開催されます。平成16年にスーパーシリーズとなりまして、毎年2,000人を超えますボランティアにより支えられております。ことしの大会は、海外選手13カ国35名、国内選手120名、合計155名の参加を予定されております。

5の障がい者福祉サービスの利用状況につきましては、ホームヘルプや重度の訪問介護の訪問系サービスは3,351人、療養介護、生活介護等の日中活動、自立訓練等は28人、ケアホーム等の居住支援は265件、最後の救護施設でございますが、4,514件となっております。

なお、施設につきましては、以下概要を表にしております。詳細につきましては省略させていただきます。

なお、最後になりますが、37ページでございますが、支所の所管事項の概要を御説明いたします。穂波支所、筑穂支所、庄内支所、穎田支所それぞれ、保健福祉課長を頭にしまして、それぞれ係を表のとおりまとめております。なお、支所の主な所管事務でございますけれども、児童社会福祉部及び保健福祉部の所管する申請受け付け等の事務というようになっております。

○ 教育部総務課長

資料のその3、1ページをお願いいたします。教育部総務課の所管事務の概要について御説明申し上げます。

初めに、組織でございますが、課長、総務係長を兼務いたします課長補佐1名に、総務係と施設係の2係で組織されております。総務係につきましては、教育委員会穂波本庁舎に課長補佐兼務の係長以下職員6名、22の小学校の正職員3名を含みます用務員、図書司書補各1名の計44名、同様に12の中学校には、正職員2名を含みます用務員、図書司書補各1名の計24名を配置しております。施設係につきましては、穂波庁舎に係長以下3名、小・中学校の営繕を担当します臨時職員2名を庄内生活体験学校内作業場に配置しております。

また、昨年合併時に設置いたしました各支所分室につきましては、本年度より、旧飯塚分室につきましては本庁市民活動推進課が、穂波、筑穂、庄内、穎田の各支所の分室につきましては、各支所の市民環境課の職員が分室業務を兼務し、児童・生徒の転入出の届け出の受け付け等を行っておりますので、総務部といたしましては専任の職員は配置いたしておりません。

総勢で、分室、兼務職員を除きまして、81名でございます。

続きまして、事務事業の概要について御説明申し上げます。主なものを記載しておりますが、総務係におきましては、1から3の教育委員会の会議に関する事、教育委員会の規則等の制定・改廃に関する事、小学校、中学校の管理運営に必要な消耗品、備品等の購入・整備等のほか、予算・決算に関する事などを業務とし、施設係におきましては、4の幼稚園、小学校、中学校の整備建設計画及び学校施設の修繕、補修などの維持管理に関する事を業務といたしております。ほかに教育委員会各課の連絡調整に関する事などが業務としてございます。

先ほど説明いたしましたように、分室につきましては、児童・生徒の転入・転出の届け出などの教育委員会所管の簡易な届け出の受理のほか、給食費の納付書の再発行等を行っております。

続きまして、2ページをお願いします。所管施設の概要でございますが、小学校22校、中学校12校、幼稚園3園の計37の施設を所管しております。詳細については省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、教育部総務課の所管事項の説明を終わります。

○ 学校教育課長

続きまして、学校教育課の所管事項の概要について御説明させていただきます。

3ページをごらんください。まず、学校教育課の組織といたしまして、学校教育課長1名、課長補佐1名を中心に、3係体制になっております。学事係は係長を含めて31名、教職員係は係長を含めて27名、指導係は係長を含めて9名の計69名でございます。

所管事務事業の概要といたしましては、学事係の主たる事業は、市立学校及び市立幼稚園の管理運営の事務、奨学金に関する事務等を行います。教職員係の主たる事業は、教職員の人事、定数、服務監督、給与等及び学級編成に関する事務等を行います。指導係の主たる事業は、各

学校の教育過程、教職員の研修、不登校児童・生徒の支援、心身障がい児の就学、学校における人権同和教育の指導等の事業を行います。

次に、所管施設の概要についてですが、4ページをお開きください。

平成19年度児童生徒、園児及び教職員数といたしまして、4月16日付で、小学校は22校、児童数が6,998名、学級数が275学級、教職員数が445名でございます。中学校は12校で、生徒数が3,544名、学級数が124学級、教職員数が290名でございます。したがって、飯塚市内の小・中学校の総数は34校、児童・生徒総数は1万542名、学級総数は399学級、教職員総数は735名でございます。

幼稚園につきましては、幼稚園は3園ございまして、園児総数が261名、学級総数が13学級、教職員総数が23名でございます。

最後に、学校以外の所管施設の概要についてですが、市の実情に即した教育問題を調査・研究し、教育の推進に資するための飯塚市教育研究所と、不登校の児童・生徒の自立を促し、学校生活及び社会生活への適応指導を行うための適応指導教室の2施設がございます。

○ 学校給食課長

続きまして、学校給食課の所管事項の概要について補足説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。1の学校給食課の組織及び職員数であります。給食係及び学校給食センターで組織しております。職員につきましては、課長1名、課長補佐1名及び給食係の職員といたしまして係長、臨時職員を含めまして5名であります。また、単独調理場給食は、小学校、中学校合わせまして13校で、調理員等は、職員、嘱託職員、臨時職員を含めまして44名であります。

詳細につきましては、下記の点線内に示しておりますとおりでございます。

次に、横田にあります飯塚学校給食センターでは、課長が兼務しておりますけれども、センター長と嘱託職員、臨時職員を含めまして34人で、口原にあります穎田学校給食センターでは6人で、総勢91名で学校給食を管理運営しております。

続きまして、6ページをお願いいたします。2の所管事務事業の概要であります。1に学校給食の計画、指導及び実施に関すること、2に学校給食施設の管理運営に関すること、3、学校給食施設の整備に関すること、4、学校給食費の収納に関すること、5、学校給食運営審議会に関すること、6、学校給食及び学校給食センターの管理運営に関することでございます。

続きまして、下の表の米印の表がありますが、学校給食状況について示しております。この表は、市内の小学校、中学校、幼稚園児、児童・生徒数の給食実施内訳表等でございます。縦に学校等の区分、それから給食予定人員、給食費を記載しております。この表の数字につきましては、給食予定人員につきましては、平成19年4月16日現在の児童・生徒及び教職員の数でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。3の所管施設の概要でございますが、給食センター方式では、飯塚学校給食センター及び穎田学校給食センターの2カ所であります。飯塚学校給食センターの担当学校としましては、飯塚地区の小・中学校の19校であります。穎田学校給食センターの担当学校といたしましては、穎田小学校、穎田中学校、穎田幼稚園でございます。

それから、(2)の小学校単独校調理校は9校で、3の中学校の調理校は4校で、計13校で単独調理場方式の学校給食を実施しております。

以上、簡単ではございますが、学校給食課の所管事務の概要の説明を終わらせていただきます。

○ 生涯学習課長

生涯学習課の所管事項の概要につきまして御説明させていただきます。

資料の8ページをお願いいたします。まず、生涯学習課の組織でございますが、1課15係

で、職員数は、一般職員 33 名、再任用職員 1 名、嘱託職員 31 名、臨時職員 17 名の総数 82 名でございます。係の内訳につきましては、生涯学習係が係長を含めまして 8 名、生活体験学校が係長を含めまして 3 名でございます。

次に、公民館でございますが、中央、穂波、筑穂、穎田、庄内及び 8 つの地区公民館のそれぞれ公民館長を含めまして 70 名を配置いたしております。内訳につきましては、資料に掲載しておりますとおりでございます。

次に、所管事務事業の概要でございますが、主な事務分掌といたしまして、生涯学習に関すること、公民館その他社会教育施設の管理運営に関すること、青少年教育及び成人教育に関すること、社会教育関係団体に関すること、社会教育の振興に関することなどがございます。

次に、施設の概要でございますが、資料の 10 ページをお願いいたします。社会教育施設の概要といたしまして、表の左から順に、施設名、建設年月、延べ床面積を記載いたしております。公民館施設といたしましては 13 館、そのほか八木山青年の家や穂波青少年野営訓練所などの社会教育施設といたしまして 11 施設について記載いたしております。詳細につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、簡単でございますけど、生涯学習課の所管事務の概要説明を終わらせていただきます。

○ 文化課長

文化課の所管事項の概要について御説明をさせていただきます。

11 ページをお願いいたします。文化課の組織について御説明いたします。文化課の機構及び職員数でございますが、文化振興係に職員 1 名、嘱託職員 1 名の 2 名、文化財保護係に職員 6 名、再任用職員 2 名、歴史資料館に 1 名と旧伊藤伝右衛門邸に 1 名でございます。それから、嘱託職員 1 名、これは庄内の歴史資料室でございます。それから、臨時職員を 3 名、これは旧伊藤伝右衛門邸でございます。総数は、課長及び課長補佐を加え 16 名でございます。

次に、所管事務事業の概要について御説明いたします。

文化課の主な事務事業といたしまして、1 点目に各種委員会の運営に関すること。現在、文化振興審議会、文化財保護審議会、歴史資料館運営協議会が設置されておりますが、鹿毛馬神籠石保存整備委員会につきましては、平成 20 年度に設置する予定にいたしております。

2 点目でございます。文化活動の促進及び芸術活動の推進に関すること、3 点目に文化財の調査、保護、それから文化財思想の普及に関すること、4 点目に文化施設の管理運営に関すること。これは、飯塚市文化会館駐車場イベント広場、それから飯塚市歴史資料館、飯塚市穂波郷土資料館、飯塚市庄内郷土資料室、松木醤油屋、旧伊藤伝右衛門邸でございます。

12 ページをお願いいたします。次に、所管施設の概要でございますが、ここに 6 カ所の施設名と建設年月、それから建物延べ床面積、敷地面積を記載いたしております。説明については省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、文化課の所管事項の概要について説明を終わります。

○ スポーツ振興課長

スポーツ振興課の所管事項の概要について説明いたします。

資料の 13 ページをお願いいたします。1 のスポーツ振興課の組織でございますが、職員構成といたしまして、課長 1 名、係長 1 名、スポーツ振興係 7 名の計 9 名が飯塚体育館で執務をしております。このうち 2 名が嘱託職員となっております。別に、庄内体育館に 1 名、嘱託職員を配置しております。職員の総数は 10 名でございます。

2 の事務事業の概要でございますが、1 に社会体育の整備に関すること、2 番目が社会体育施設の維持管理及び運営に関すること、3 番目が各種大会を通じて市民の体力向上とスポーツの振興を図ること、4 番目が体育指導員に関すること、5 番目が体育協会等社会体育団体の育成に関すること、6 番目、各種スポーツ教室、講習会並びに競技大会に関すること、7 番目、生涯スポーツ及びレクリエーション運動に関すること、8 番目、地域スポーツ活動に関するこ

と、9番目が体力づくりに関すること、10番目、学校体育との連絡調整に関すること、11番目、学校体育施設開放に関することとなっております。

3の平成19年度の主な事務事業といたしましては、1番目、各種大会の開催、2番目、市体育協会への助成、3番目、地区体育振興会への助成、4番目、体育指導委員研修会の実施、5番目、競技講習会の実施、6番目、指導員、審判員のおっせん、7番目が対外試合への選手派遣、これにつきましては、県民体育大会が夏季と秋季、8月、9月に実施しております。それから、郡市対抗駅伝大会、これは冬季でございますが、2月に毎年実施しております。

それから、4の所管施設の概要につきましては、14ページから18ページの表に記載しております。施設の内容につきましては省略させていただきたいと思っております。

以上で、スポーツ振興課の所管事項の概要についての説明を終わらせていただきます。

○ 人権同和教育課長

人権同和教育課の概要について御説明させていただきます。

19ページをお願いいたします。組織について御説明いたします。機構及び職員数ですが、教育啓発係に係長以下7名、嘱託職員3名、それに課長及び課長補佐を加えまして、総勢12名でございます。

次に、所管事務事業の概要について御説明いたします。人権同和教育課の事務事業といたしまして、1点目に人権同和教育啓発に関すること、主に同和問題強調月間に行います人権同和问题講演会等であります。2点目に人権学級、解放子ども会等の育成に関すること、3点目に人権相談事業に関することです。

所管施設についてはございません。

以上、簡単ではありますが、人権同和教育課の所管事項の概要について説明を終わります。

○ 図書館長

図書館事業の概要を説明いたします。

20ページをお願いいたします。まず、本市の図書館は、平成18年3月26日の合併により、旧飯塚市立図書館、旧筑穂町立筑穂図書館、旧庄内町立図書館、旧穂波町郷土資料館図書室及び旧穎田町立公民館図書室の5館で構成する新飯塚市立図書館として発足いたしました。

図書館の職員配置でございますが、定数職員といたしましては、館長1名、飯塚図書館に係長1名と職員2名、筑穂図書館に係長1名、庄内図書館に係長1名の6名が配置されております。ほかに嘱託職員5名、臨時職員17名を雇用し、総員28名で業務を行っております。

次いで、所管事務事業でございますが、各図書館は、地域における情報集積、情報発信施設の一つとして、教育、文化の発展のため、多様な学習支援機能を持つ魅力ある施設づくりを進めています。生涯学習が重視される中、幅広く資料の収集に努め、乳幼児から高齢者まで、多くの市民に親しまれる図書館づくりに努めています。

そのほか、弱視の方や高齢者を対象にした大型活字本や聴覚に障がいのある方などを対象にした字幕付きの映像資料等の充実を図っています。また、子どもたちの豊かな感性と情緒をはぐくむことを目的として、お話会など館内の催し物を主体的に実践していただくボランティアの育成を図り、乳幼児を持つ保護者を対象にした各種講座の開催などにも努めています。

次いで、平成19年度の主な事業といたしましては、子どもクイズ大会、子育て支援講座、一日図書館職員体験学習、お話会などを予定いたしております。

最後に、各図書館の施設の概要につきましては、21ページに記載しておりますので、説明については省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、図書館についての説明を終わらせていただきます。

○ 病院局事務長補佐

所管事務調査資料その4、病院局について説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。1、病院局の組織といたしまして、①病院事業管理者、

飯塚市長以下、⑧の事務室まで、職員数合計45名、それとは別に臨時職員23名、非常勤職員30名を配置しております。

2、事務分掌の概要につきましては、①診療課より、2ページの⑥事務室まで記載しております。内容については省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。3、診療について、①より⑥まで、現在診療を行われておる診療科目の診察日について記載しております。

4、添付資料といたしまして、4ページをお願いいたします。別紙1といたしまして、病院局の組織図を記載しております。この組織図は、1ページで御説明しました病院局の組織を図で示したものであります。黒塗りになっております部分が常勤の職員の数となっております。管理者が1名、常勤職員が44名となっております。

5ページをお願いいたします。医師数、患者数、医業収益の過去5年間の年度別比較表を上げております。上の方より、医師数——常勤医師数になります。それと、患者数、医業収益、医業費用について記載しております。

6ページをお願いいたします。検査件数の年度別比較表でございます。一番左側の方に、画像診断、エコー、内視鏡、尿・血液検査等の検査項目の件数を示しております。CT撮影、エコー、内視鏡につきましては、昨年度に比しまして半分以下になっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○ 委員長

暫時休憩いたします。再開を14時15分とします。

休 憩 14：06

再 開 14：16

委員会を再開いたします。

説明が終わりましたので、まず児童社会福祉部についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

幾つか質問させていただきます。本日の質問は、事務調査ということでもありますし、6月の一般質問や代表質問、これにも反映させたいというふうにも思いますので、そういう立場でちょっと幾つかお聞きさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

質問の第1、この保護課のことについてなんですけど、今度かなり大幅な人事異動が行われたと思います。それで、昨年この調査でお聞きしたところ、1人のケースワーカーが大体80世帯ぐらいを担当していたというふうに記憶しているんですけども、現状の体制で担当所帯、これはどのように変わっておりますでしょうか、お聞きします。

○ 保護1課長

80世帯以上担当しておりますケースワーカーは、現在20名でございます。ケースワーカーの持ち世帯につきましては、平成19年4月5日現在、ケースワーカー49人体制でありまして、1人当たり平均78.75世帯でございます。社会福祉法に定められております80世帯に1人をかろうじてクリアしている状況でございます。

○ 楡井委員

49名、約50名の人の40%の人が基準以上の保護世帯を担当しているということだったと思います。

それから、次に2ページに関連してお聞きします。2ページの表ですけど、4表と5表が横に並んであります。4の表、5の表ですね。4の表、5の表の平成17年、18年の合計の欄、ここの数字が異なっているのは何ででしょうかということですが、4の表の一番左、所帯数3,977、それから5の表の一番右の端の一番下の3,937、これは本当はそろっとかない

かんのじゃないかなというふうに思うんですが、それが違ってるのはなぜか、理由があるでしょうから。

それと、右の5の表の傷病・障がい世帯というところの平成17年と18年の数字を比べたら、随分と違いますか、167人ぐらいですかね、ふえてますけども、これなぜこんなにたくさんふえたのか、これちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○ 保護1課長

1点目の4の表と5の表の18年の数の違いでございますが、4の表は3月末現在の数字でございまして、5の表の合計世帯数は、その年の停止世帯を除いた平均の数ということで数字が若干違っておるところでございます。

それから、2点目の傷病・障がい世帯の数字の増加ですが、実質68名ふえておりますが、ちょっと分析をしております。失礼します。

○ 楡井委員

確認です。先に説明された方ですけども、何を除いた数というふうに言われたんでしょうかね。

○ 保護1課長

この表の平均でございますが、停止世帯を除いた数でございます。（「何世帯」と呼ぶ者あり）停止、停止でございます。（「停止、停止ね」と呼ぶ者あり）

○ 楡井委員

傷病・障がい者の世帯が68件、急にふえてる。それまでは、平成16年以前は、これは旧飯塚市の数字で、それに平成17年は4町分を加えた数字が1,103世帯ということになっておって、当然平成18年は、当然もう新しい飯塚市。で、ここで68も傷病・障がい者の世帯が大きくふえてるということについて、分析ができてないということでありますから、お答えはできないんでしょうけれども、こういう数字の変化についてはもう少し敏感になっておいていただきたいなというふうに思います。

それから、次に移らせていただきますけれども、保護率の高い潁田地区ですね、これの所帯構成の分析というような状況、分析等はできておられますか。もしできておれば、内容を教えていただきたい。

○ 保護1課長

本日、資料を持ってきておりません。失礼いたします。

○ 楡井委員

資料を持ってこられてないということですから、あるんですかね。あるなら、後ほどきちんと出していただければ助かります。

○ 保護1課長

後ほど資料をお出しいたします。

○ 楡井委員

保護課に関しては、以上で結構です。

○ 委員長

ほかにありませんか。

(な し)

次に、保健福祉部について質疑を許します。質疑ありませんか。

○ 楡井委員

それでは、済みません、保育課に移らせていただきます。

公立の定員割れの問題なんですけど、私立のところはかなり定員がオーバーしています。それで、総計で言いますと、定員が公立の場合は164人少なくても11.7%ほど定員割れ、逆に私立の方は168人ほど多くて11.2%を超えているということになって、これは差し引きす

ればちょうど定員いっぱいというような状況ですけど、この状況の中、この数字から見て、預けなければならない家庭の状況や、それから幼児の対応、こういうことで、公立の保育所に対する保護者の方たちの不満といますか、不満じゃないにしても、こっちよりも私立の方がいいというようなふうに思われてのことではないかなあというふうに私は思うわけですけども、実際、保育を担当されている——この保育事業ですね、担当されている職員として見た場合、果たしてこの定員割れの問題をどういうふうに分析されているのかについてお聞きしたいと思います。

○ 保育課長

減少の1番目の要因といたしましては、旧市町村といますか、旧筑穂町、颯田町、それぞれ保育所があったんですけども、その中で特に定数をずっと扱ってこなかったと、そういうことが一番大きな要因じゃないかなというふうに思っております。

それと、私立と公立の違いといますか、特に私立の場合が延長保育をやっているという現状がございます。現在、12だったと思うんですけども、私立保育所は延長保育をやっております。これも、一方で公立の方もすればどんどんふえるんじゃないかと、そういう御意見もあると思うんですけども、公立の場合も一応7時半から18時までやっておりまして、実質的には延長といえば延長の形態はとっているんですけども、その延長保育自体が11時間以上超えないと延長保育として認めないと。それと、私立の方には補助金が行くんですけども、公立の方には今のところ補助金が来ないという、そういうもろもろの条件が若干左右しているのかなというふうに思っております。

○ 楡井委員

そういう意味では、預けなければならない家庭の状況とか、それから幼児への対応といますか、こういうところで公立保育所の今のやり方といますか、運営の仕方については、保護者の——私余り横文字好かんんですけど——ニーズに合っていないということになるんじゃないかと思うんですよね。そういうことが続けば、この差はますます大きくなっていくという可能性を含んでいると思います。

さらには、10%でしたかね、15%でしたかね、定数よりもオーバーが認められている範囲があると思うんですよね。それを私立の方は大きくオーバーしなきゃならないという状況が、もう生まれてくるんじゃないかと思うんですよね。そうなってきた場合、どういう手を打つかということも、なかなか大変な状況になってくると思います。

今、確かに補助金、財政的な問題で公立で延長保育はなかなか難しいというふうなことがありましたけども、言われましたけれども、それではやはり市民に対する行政としての責任というのが、果たしてそれでいいのかどうかという問題が出てくるんじゃないかと思うんです。そういう点について、何か今後こうしていこうというふうに考えているというようなことがもしあれば、答弁してください。

○ 保育課長

まず、公立保育所は公立保育所の良さを出すと、私立保育所はまた私立保育所でそれぞれ努力していただくというのが非常に重要ではなからうかと思っております。特に公立保育所の方で今非常に市としても力を入れておりますのは、一時保育とか子育て支援とか、そういう方向で、特に子育て支援につきましては、私立保育園はしておりません。そういうことで、違った形ですけども、それぞれの特色の中でやっていくべきだというふうに考えております。

○ 楡井委員

関連しますので、先に進ませていただきますけども、このように公立保育所の状況が、ずっと定員割れが大きくなってきている状況の中で、颯田第1保育所ですね、ここは50.8%ぐらいになるんですかね、定員に対して。第2の方を合わせても55%程度になるんじゃないかというふうに思うんです。こういう状況の中ですけども、この保育所を運営するスタッ

フですね、これは、そのスタッフの体制は、定員で体制を保っているのか、実際その50%ぐらいの実人員を対象にしてその体制を組んでいるのか、どちらですか。

○ 保育課長

措置費につきましては、一つの指標というのをごさいますて、例えばゼロ歳児、1歳児、2歳、3、4、5と、それに合わせて20人に1人とか、30人に1人とか、3人に1人とか、そういうのでやりますから、当然その実数に合わせてやるということをごさいます。

○ 楡井委員

実数でその年その年のスタッフを編成しているという答弁だと思いますね。そうなるべくると、極端な場合、穎田の第1が来年100%近い定員になったというような状況になった場合は、急遽スタッフをふやさないかん。そういうスタッフに対応ができるだけの余力というのがあるんですかね。

○ 保育課長

当然、3月の入所申し込みをされるわけですね。その段階で、ここではどんだけの申し込みがあつてるといふことがすべて出てまいります。それに伴つて、そういう保育士あたりの張りつけもするといふことになっております。

○ 楡井委員

このスタッフを見ると、かなり臨時職員の数が多いんですよ。そういう意味では、急遽そういうふうなことが想定される場合、急に体制を強めないかんといふふうになった場合、臨時職員で補充せないかんといふふうなことになる場合の、当然その保育士の免許持つてるとか持つてないとかといふことについての不安も、預ける側としては生じてくるいふふうに思うんですよ。ですから、そこら辺なかなか大変でしょうけれども、そういう意味では頑張つていただくほかないなといふふうには思いますので、この点についてはそういうことにしておきたいと思つたす。

これで定員が、先ほど言われたように筑穂と穎田ですか、ここでは定数ですかね、これを変えていないといふふうに言われたんですけども、これいつごろから変えていないんですか。

○ 保育課長

申しわけないんですけども、把握しておりません。

○ 楡井委員

課長は、たしか筑穂町出身でしたよね。わかりませんか。

○ 保育課長

筑穂のことを申し上げますと、当初からだといふ私は記憶しております。

○ 楡井委員

例えば、筑穂町の――担当、出身がそこであつたのでお聞きしますが、町立保育所ができてから何年になるか私知りませんが、もう10年や15年の話ではないんじゃないかと思つたすね。で、このように定数割れが生じたのも、そう近年の話ではないんじゃないかといふふうと思つたすね。

そういう意味で、行政として、そういう定数の是正といふいますか、先を見通しての定数を当たらないといふことで放置してきた――放置といふふうに言わしていただきますけれども、放置してきた、なぜそんなふうな状況が続いてきたのかといふことについての答弁ができますかね。

○ 保育課長

過去の経緯については、例えば旧穎田町のこともありますから、そこについては把握はしておりませんが、今後の問題としては、やはりそういうことも踏まえて十分検討すべきだといふふうに考へております。

○ 楡井委員

なぜこの定数の充足率にこだわるかといいますと、行政改革大綱で保育所の民営化ということについても、もう既にスケジュールに上ってるんじゃないかというふうな気がしますよね。それで、定数割れが大きいからというのが一つの民営化の弾みにもなる可能性もあるんじゃないかということをお心配するもので、ちょっとしつこくお聞きしたところです。

次に移らせていただきます。5ページ、子育て支援センターなんですが、子育て支援センターが始まって、旧飯塚市で5年、穂波で4年、それから筑穂と庄内で2年ですかね、いうことで、もう既に実行されて数年、2年から5年たちます。実際にこの子育て支援センターを運営してみて、どのような評価をしておられるのかについてお聞きしたいと思います。

○ 保育課長

この子育て支援センターにつきましては、特に地域の子育て家庭に対する育児支援ということが非常に大きいことじゃないかなというふうに思っております。そういう意味でいえば、特に家庭の中でどうしても子どもを育てる、自分の本人自体も、育てる人自体もなかなか不安を持っていると。そういう中で、こういう場に来られて、みんなと一緒に生活するというのが非常に将来的な、家庭の安定的な意味でも非常に重要なことではないかと思っております。

○ 楡井委員

課長の私見を聞いているんじゃないんですよ。担当課としてこういう状況が子育て支援センターを長いところで5年、短いところで2年。2年ないし5年ぐらいの間、子育て支援センターを運営してきているわけですね。それでどういう評価をぎょうせいとしてやっているということをお聞きしたいんですよ。たとえば、飯塚子育て支援センターっていうのがあって、6,971人ってこう書いてありますよね。これその6,971人が、1人の人がとか何十人かの人が毎日来て6,000何百人になったのか、それとも1,000人とか2,000人とかの人が1年に2回とか3回とか来て6,000人、7,000人になったのか。それから、さらに赤ちゃんの数で言えば、穂波と飯塚ではもう相当違うと思うんですよ。ところが実際利用しているのは、穂波の子育て支援センターの方が、人数もほぼ変わらない状況にあるわけですね。

そういう中身をきちんと分析して、今後どういうふうにご子育て支援センターを運営していったらいいのかというのは、きちんと方向を出さないかん、方針出さないかん、そう思うんですよ。いかがでしょうか。

○ 児童社会福祉部長

委員の方から子育て支援センターの行政としての評価についてどのように考えているかという観点での御質問かと思えますけれども、飯塚市の就学前の子どもさんの人数につきましては、一応6,688名の子どもさんがおっております。その中で保育所に通われている方が2,904名、幼稚園に行かれています方が1,504名、率にして両方で約66%の方が、保育に欠ける子どもさんについては保育所へ、保育に欠けない子どもについては幼稚園の方へ通園されておると、そういったところでの専門の施設での保育なり就学前教育がなされておるといふ現状がございます。

で、一番問題になりますのが、その中で約2,000数百人の子どもさんについては、在宅の状態でご保育をされておるといふ実態がございます。そこら辺のところを対応するために、保育課といたしましては、家庭だけで保育されておるお母さん、子どもさん方の育児のお手伝い、支援をさせていただいて、健やかにやっぱり育てていただきたいというようなことでの子育て支援センターを、旧飯塚で言いましたら平成14年、新しくは、庄内におきましては平成17年の8月から開設し、穎田地区はまだ設置してないというような状況でございます。

いずれにいたしましても、少子化の現状をかんがみたく中で、今後とも、この子育て支援センターの充実。特に、先ほど人数関係言いましたけども、3歳未満、例えば2歳児は49%の方しか保育所に行っておりません。約5割は在宅です。ゼロ歳児に至りましては、保育所に入っ

ておられる方が13%、87%は在宅でされておると。実際、これはもうお母さんが多分直接育児されておるということで、子どもさんも非常にいいことだとは思っております。

いずれにいたしましても、今後、市長もマニフェストの中で述べておりますように、子どもは地域の宝、生み育てやすいまちづくりを推進するということでございますので、今後、子育て支援については、私どもの部の最重点課題として今後推進してまいりたいというふうに考えております。

○ 楡井委員

今、部長の方から答弁があったような状況があるわけですね。そんなふうに非常に大切なといたしますか、非常に重要な子育て支援センターの施策といたしますか、事業だと思わぬですね。これが額田に設置されていないということについては、どういう状況なんでしょうか。

○ 児童社会福祉部長

旧1市4町の中で、現在のところ額田地区には子育て支援センターは設置されておられません。この件につきましては、平成19年度中の大きな課題として、今後鋭意検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○ 楡井委員

これらに関して、各、今4つ支援センターありますし、それから額田はまた別にして、4つの支援センターで、この子育て支援センターの必要性といたしますか、こういうことなどについて、親御さんっていたしますか、父兄といたしますか、そういう人たちからアンケートなどをとって状況を調べたというようなことはございますか。

○ 児童社会福祉部長

旧飯塚市の場合で申しますと、平成16年度中に次世代育成行動支援計画を策定いたしております。そのときに住民の皆さん方のニーズ調査、アンケート調査を実施いたしております。そのときの中での項目の中には、若干入っておったというふうに思っておりますけれども、具体的な内容につきましては、申しわけありません、今手持ちがございません。

しかしながら、御承知のとおり、次世代の行動計画につきましては、後期計画、これにつきましては、平成22年から26年までの後期計画を平成21年度中につくります。その前段としまして、来年度、20年度中にニーズ調査をぜひともしたいと思っておりますので、今、楡井委員からの御指摘の件につきましては、その中で当然、こういった子育て支援関係の調査もさせていただきたいというふうに考えております。

○ 楡井委員

前に戻りますけど、定数是正については考えておられませんか。

○ 児童社会福祉部長

保育所の定数の関係でございますが、先ほども保育課長の方から答弁はいたしておりますけれども、実質、4月1日現在の公立保育所の入所率が88.3%になっております。非常に定数に比べて低いという数字は事実です。

しかしながら、これが結局、4月1日現在が保育所においては一番少ない数字になります。その後、当然お子さんができて育っていく中で、途中入所がずっとふえてくるものですから、公立保育所の定数に対する入所率、大体翌年の3月になりましたらおおむね100%の状態になっております。私立につきましては、約125%程度にはなっておるとというのが実態でございます。

で、今問題提起を受けておりますところの保育所の定数につきましても、先ほど質問の中で言われておりましたように、今度の臨時議会におきまして公立保育所の検討委員会の設置議案も提案させていただいておるところでございます。公立保育所の今後の運営のあり方等々を審議会で御意見をお聞きする中で、保育課といたしましても、定数管理の問題につきましては、当然、本年度中にある一定の考え方は出していきたいというふうに考えております。

○ 楡井委員

次に移らせていただきます。児童育成課に関連してですが。

穂波に児童センターというのがないんですね。それで、穂波に児童センターが設置されなかった原因といいますか、経緯について、もし御存じであれば御答弁願います。

○ 児童社会福祉部長

旧穂波に児童センター館が設置されなかった理由ということでございますけれども、旧穂波町におきましては、学童保育所ということで、内容的にはもう基本的に一緒でございます。面積基準等が若干違いますけれども、旧1市4町は児童センター館、条例も児童センター館条例になっております。旧穂波につきましては、5カ所の学童保育所を設置されておるところでございます。

なお、事業にいたしましても、旧1市3町は児童クラブ事業、旧穂波は学童保育事業という名称を使っておりますけれども、事業の実施内容的には、もうほとんど一緒という状況でございます。

○ 楡井委員

穂波で学童保育所が出たのは12年前なんですね。それで、そのときもう既に他の、昔で言えば嘉飯山2市8町のうち穂波を除いたところでは、全部学童保育ができてたんですね、1カ所ないし2カ所は。それで、そのときに穂波の場合は旧小学校区ごとに設立されたということで、遅かったけど、小学校区ごとに全部できたということで評価もしてたんですけども。父母の方たちと一緒に運動もしてつくったんですが、この学童保育所と児童センターは、法律なり条文違いますよね。ですから、役割が本来違うんじゃないかと思うんですよ。それどうでしょうか。

○ 児童社会福祉部長

私も、本当のところ詳しいところはわかりませんが、以前は補助事業が学童保育事業というところでスタートしたと。で、改正になった時期、年度までちょっと明確には把握いたしておりませんが、現在のところは一応児童クラブ事業という事業名称になっておるところでございます。私も、昨年合併いたしまして、児童育成課の担当をさせていただいておりますけれども、私自身も本当非常に違和感ございまして、条例につきましても児童センター館条例で、旧穂波の関係は学童保育所条例で、そういった格好のところもあるというのが現状でございます。

平成18年度におきまして、1市4町の児童クラブなり学童保育事業の実施主体、直営の場合、青少年健全育成会、保護者会とかいろいろ運営の仕方が違ってたものですから、平成19年度につきましては一本化させていただきまして、新しい飯塚市地区の青少年健全育成会、こちらの方に事業委託をさせていただいた中で対応していくようにいたしております。

○ 楡井委員

7ページですね、この皆さん方がつくった資料ですね。ここで7ページの「児童センター、児童館というのは、児童福祉法第40条の規定に基づく児童厚生施設であって」というふうに文章なっています。それから、その次の8ページ、ここには、「児童福祉法第6条の2の第6項に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え」云々となっている。明らかにこれ条文違うし、それから当然その条文が違えば目的違うと思うんですね。その点を青少年健全育成会、それに一本化して、同じようなもんやから一緒に運営させるというようなことは、ちょっと乱暴じゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○ 児童社会福祉部長

今、根拠法令をもとにしての御指摘いただいておりますけれども、申しわけありません、ちょっと条例関係の資料も今ちょっと私自身持ちがございません。それで学童保育所の根拠法令

というところが、ちょっと私自身が今把握いたしておらんもんですから。

ただ、楡井委員が今言われますところの、すべてを青少年健全育成会に委託するということが乱暴ではないかということではございますけども、実質、旧穂波につきましては、旧穂波は5つの各小学校単位の保護者が設置してあります。その保護者会の方での運営ということでございますけども、これから先ちょっと私も心配な部分あります。現場にいつも入っておるわけじゃないもんですから。穂波支所の保健福祉課の児童社会係の職員もある一定のかかわりはやっておりました。で、去年の特に10月ぐらいから、もう本庁の方がもう中へ入りました、これは。結構、現場の方の人事管理なり事業の展開での問題点、それと、これから先、こっちの方に話が行ったらまた長くなると思えますけども——まあ、そこそこはちょっと控えときましよう。いろいろ旧穂波は独自の事業をされておるといところで、特に休み期間中の給食の問題とか、昨年12月、私も保護者会の方80数名お集まりになった中で、穂波支所の方に外向いていって説明会も開かせていただいております。

ただ、少なくとも事業の内容につきましては、放課後の子どもの皆さん方の健全な遊びを主体としたところの学童保育事業、また児童クラブ事業、内容的には大きな差は、どちらも遊びを主体としたところの放課後の事業といところには大差はないというふうに私は認識いたしております。

○ 楡井委員

内容が大差ないというふうに言われますけれども、これ条文が違っているわけですね。それで、私も正確にはわかりませんが、勉強しておりますが、今までいろいろ皆さん方と折衝してきた中で、この学童保育所じゃなくて学童クラブ、児童館ですね、こっちの方は対象年齢が18歳まではずなんですよ。そうすると、小学校の6年生まで対応するスタッフと——18歳までの人が来るかどうかわかりませんが、その児童館に。わかりませんが、そこまでを対象にした対策をきちんとして持ってるかどうかということは大きく違うと思うんですね。そういう点をちょっと指摘させていただいておいて、深追いするとこっちもぼろが出る可能性がありますから、これでやめますけども、お互い研究するようにしていきたいというふうに思いますので、違いは違いとして、条文が違うわけですから違うと思います。

それから、続けていいですか。

○ 委員長

はい。

○ 楡井委員

次に、家庭児童相談室に関連してちょっとお聞きしておきます。

9ページですね、受け付け件数523人、それから延べ受け付け件数が3,850回というふうになっています。そうすると、この532人の人が3,850回相談に来られたということに、この数字上見えるんですよ。そうなった場合、この1人の人が7回以上相談に来たということに、この数字上は見えます。

それから、括弧の中ですけど、虐待に関しては85人の人が1,460回の相談に見えた。これ1人当たりになると、これは平均ですからわかりませんが、1人当たり、1人割ればですね、計算すれば、これ1人が17回以上見えているということになるんですが、そういうふうにこの数字を見ていいものかどうかお聞きします。

○ 児童育成課長

ここに掲げています数字につきましては、来所、直接来られた回数、それと電話等による回数も含めた中での数字でございます。

○ 楡井委員

その数字は、それはわかりますけど、532人の方が3,850回、1人の人が7回相談に来たということになるのかと聞いてるわけですけど。

○ 児童育成課長

そういった格好になると思います。電話と実際に相談所に来られた回数ということになります。

○ 楡井委員

これは、相談件数、家庭児童相談室ですから、対象は児童だというふうに思えるわけですね。一番初めの方で——一番初めの方でだったかな、ちょっとあれしましたが、児童・生徒数約1万ですね。その中の523人の方が3,800回、1人が7回相談に来ているというふうに数字上は見えるんですけども、この数字は、他市町村と比べて、こう比較すると多いか少ないか。また、この内容をどんなふうに担当課として分析されてるんかどうかをお聞きしたいと思います。そこはしないと今後の対策が立てられないんじゃないかというふうに思いますので、あえてお聞きします。

○ 児童社会福祉部長

この家庭児童相談業務につきましては、町村については県がやっております。で、市については当然市と。で、飯塚市、御承知のとおり昨年合併いたしまして、1市4町合併して新市の体制になった中で、今までは県の保健福祉環境事務所が町の分はやっておりました。それで、新市合併に伴いまして、家庭児童相談員を1名増員して3名体制、で、母子自立相談員、これを2名また配置いたしております。計5名体制で実施しておるところでございますけれども、申しわけありません、他市の受け付け件数の資料はちょっと持ち合わせておりません。

ただ、昨年と今年の比較で申しました場合に、受け付け件数が、昨年在421人で、今年が523人、約100人、20%以上の伸びというふうになっております。非常に件数が多いということで疑問を抱かれておりますけれども、非常に、実際に子どもをお持ちになるお母さん方、DVの関係もありますし、障がい児、発達障がいとか、そういった関係の悩みも非常に持つてある方おつてあります。どうしてもこれが相談を1回、2回受けたぐらいで解決せんわけですね。平均7回ですけども、10回、20回。で、相談員が家庭訪問を参ります。向こうから電話でお見えになることもあります。状況によっては非常に、もう極論を申せば生命の危険を及ぼすような事態も実際ケース的にはございます。

ということで、非常にこの相談業務については、今後とも対応を充実していかなければならないということで、一つ、相談員だけの知識、行政だけの体制だけではもう難しいと。要保護連絡協議会という組織一つ設立いたしておりますけれども、例えば臨床心理士、精神の作業療法士、弁護士の方、大学の専門家、それとまた警察の方で言えば福岡県警直轄の少年サポートセンター、飯塚警察署の生活安全課、そういった関係機関と相談員、児童育成課がメインとなりまして、連携をとった中での苦情処理対応に当たっておるのが現状でございます。

○ 楡井委員

今、るる述べられましたように大変苦勞して、それはよくわかります。その結果として、飯塚においては大きな事故が、この子どもに関する大きな事故が今のところ起こってないんじゃないかというようなふうにも思えるわけですけども。そういう意味で、常に、数字を出す以上、その数字が何をあらわしてるのかということについては、ぜひ——これは何のことについてもですけども、きちんとした内容をつかんで、そしてそれを分析して、次の方向を定めていくというふうにしななければならないというふうに思います。

それで、非常にこれは小さなことだと思いますが、(1)相談内容というのがありますよね。ここの中に虐待という項目が入ってないのはどういうことなのかということについてだけ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 児童社会福祉部長

6、家庭児童相談室の(1)の中に、相談内容の中に虐待という文言が入っていないと。まさに御指摘のとおりであります。今後の資料につきましては、そこら辺、御指摘の件、十分対

応できるような資料を作成させていただきたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

○ 楡井委員

いいですか。資料作成上の問題じゃなくて、ちゃんと位置づけをきちんとするというふうにさせていただきたいというふうに思います。

その1についてはいいです。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

次に、保健福祉部についての質疑を許します。質疑ありませんか。

○ 楡井委員

資料の2ページから3ページにかけて、少し数字をお聞きしたいと思います。

この後期高齢者の問題について、前回の厚生委員会でも若干お聞きしたというふうに思いますが、この後期高齢者医療保険が開始されると、国民保険会計ですかね、ここに対する、この収支に対してどのような影響が出るかということについて、さらには後期高齢者医療保険は何の目的を持って実施されようとしているのかについてお聞きしたいと思います。

特に、後から聞いた方をしっかり御答弁願いたいと思います。で、先に聞いたことについては、まだ税率その他が決まってないというようなことでしたから、多分答弁は難しいんじゃないかというふうに思いますので、この後期高齢者医療保険という制度がどういう目的を持って創設されるのか、こちら辺をお聞きしたいと思います。

○ 健康増進課長

国民健康保険特別会計への影響ということでございます。75歳以上、現行の老人医療保健制度の方に該当されてある方の部分の歳入歳出といったものが、基本的に国民健康保険特別会計の中の影響ということになるかと思います。具体的な数値につきましては、非常に現段階では難しゅうございますけれども、老人保健拠出金というのは基本的になくなりますし、保険税の中にかかわりましては、75歳以上の方にかかわる部分等がマイナス要因という形になってきますので、その辺の入りと出の関係ということで理解しております。

それと、後段の部分でございますけれども、本後期高齢者医療制度といったことでございます。国の医療制度改革大綱の中におきまして位置づけされた一つの制度でございます。若干国の医療制度改革大綱の中に示されております文言で説明させていただきますと、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現を目指すため、医療費の負担について国民の理解と納得を得ていく必要があるとし、老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、現行の制度では現役世代と高齢者世代の負担の不公平が指摘されている。このため、新たな高齢者医療制度を創設し、高齢者世代と現役世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とするというふうに、国の方ではこの制度の基本的な背景をうたっております。

○ 楡井委員

それでは、この制度が来年4月から始まる、もう既にあと8カ月を切ったという状況の中で、いまだその保険料の算定のあれもはっきりしていないというような状況ですので、なかなか皆さん方も仕事が年度末にかけて大変な状況に追い込まれるということになるんじゃないかと思うんですが、その対象者の人がたしか1万6,900人ぐらいというふうにお聞きしたような気がしますが、そういう人たち、またその人たちの家族の人たちにも周知徹底しなけりゃならんというふうに思うんで、その周知徹底、これをどのような方法でやろうとされているのか、お考えをお聞かせ願いたい。

○ 健康増進課長

広域連合の県の方の動きといたしましては、7月に初議会が設けられると、開催されるとい

うふうに聞いております。

この制度の市民の方への周知につきましては、広域連合を中心といたしまして、広域連合の計画では年度末までに3度、基本的に大きく統一的な広報宣伝を行うというふうに聞いております。基本的に県全域での制度でございますので、その3度の大きな柱の広報の内容等を見ながら、あと独自に市の方の担当所管として、市報等を通じて、市民の方々、対象者の方々に制度の説明等を周知徹底していきたいというふうに思っております。

○ 楡井委員

2ページの②医療費の状況というところがございます。ここで、総医療費の中で老人の医療費が占めるのが129億円余りですね。で、この129億円の医療費、これを1人当たりになると94万1,000円というふうに計算がされています。そこで、この後期高齢者という人たちの分、この数字はまだ出てきませんか。

○ 健康増進課長

この提出している資料の中で見ていただくとするならば、次の(2)の老人保健事業に関すること、ここにいわゆる老人医療費の状況ということで、②で総医療費というふうに書いております。この部分というのは、基本的に社会保険加入者等を含めました老人医療の飯塚市の保険者としての金額、人数等でございます。見ていただくとするならば、上のただいま議員申されました部分は、そのうちの国保対象者の分でございますので、飯塚市とすれば(2)の老人保健事業に関する資料データの方が、広域連合になった場合のデータの数字ではないかというふうに理解しております。

○ 楡井委員

そうすると、国保会計から老人の医療費ということ、支払いせないかんということになった場合、この94万1,000円と93万2,000円、この差に約8,000円ほど差がありますが、そういう意味では、8,000円ぐらい低くなるといいますか、安くなるっちゅういいますか、負担が小さくなるというふうに見てもいいんですかね。

○ 健康増進課長

単純にそこはその金額がというふうにはならないというふうに御理解していただきたいと思っております。国保会計の中から老人医療の方に拠出金として出してしております。その部分のまた算定方法等違いますので、基本的にその差がふえる、減るといったふうな理解は、ちょっと誤解を招くというふうに思っております。

○ 楡井委員

次に、この③の財政状況ですが、平成18年度の一番右の備考のところ、三角で5億7,500万円、5億7,600万円ですかね、ぐらい、これが平成18年度単年度の赤字だというふうな説明があったように思います。これは当然、昨年12月に国税の税率改正がされていますから、それが引き上げられて、さらには53万円が56万円にこの限度額も引き上げられて、その結果として税込、それからこの支出関係を計算して、単年度で5億7,500万円赤字だと、こういう理屈ですか。

○ 健康増進課長

平成19年度におきましては、ただいま議員申されましたことが影響されてくると思っておりますけれども、ここの数字はあくまでも平成18年度の数字でございます。

○ 楡井委員

そうですね、年度を勘違いしてました。結局、この5億7,600万円ぐらいの赤字を埋めないかんから税率改正したと、こういう理屈ですね。わかりました。

それで、先ほど言われた説明の中で、後期高齢者の医療保険なんかができますと、国が5で、それから若者世代といいますか、これが4で、本人が1というふうな割合でこの後期高齢者の医療制度が成り立っていくという説明でありましたし、さらにこの赤字が、今年度この5億

7,600万円を埋めるために税率改正した上で、さらに平成20年度は国保税の税率改正、値上げというのが見込まれるというようなふうにならざるを得ないというふうに聞いていたんですけど、そういう理解でよろしいですか。

○ **健康増進課長**

値上げということになるかどうかは、試算してみないとわからないと思います。基本的に、国保会計上に今まで75歳以上の方が含まれて、一つの老人保健医療制度の方に拠出していただいております。その入りと出がどういう影響を及ぼすかによりまして、全体の国保、74歳以下の国保の対象者を対象とした国保の特別会計に影響するかということになるわけですので、現実的に値上げになるかどうかという部分については、極力その辺の数字が値上げにならずに、いわゆる高齢者支援金と申しますか、その部分を新たに医療分と介護分、あわせて高齢者支援分といったものを設定しなくてはなりませんので、その調整というふうで今のところ理解しております。増額になるか減額になるかは、現時点ではちょっと把握できておりません。

○ **楡井委員**

健康増進課については、以上で結構です。

介護保険関連でいいですか。

○ **委員長**

はい。

○ **楡井委員**

それでは、9ページなんですけど、被保険者数、これが平成18年は平成15年度に比べて1,600人ぐらい、1,593人ですか——ぐらい大きくふえております。それで、対前年比でもそれぞれ400人から480人、450人、650人という形でふえてきて、そのトータルが1,593人とこうなっているわけですけども、この増加傾向は今後も続くというふうで考えられますか、どうでしょう。

○ **介護保険課長**

今後も高齢化が進みまして、65歳以上の人口はふえていくものと考えております。

○ **楡井委員**

段階の世代と言われる方たちが次々にその対象年齢に突入していくわけで、当然そういう状況が、今答弁のあったような状況になるというふうで思っています。その際、財政的影響といえますか、この介護保険会計への財政的影響、それと個人負担、これがどうなるんだろうかという心配があるわけですが、先ほど1億6,900万円の単年度収支の黒字ということが報告があったというふうで思っています。これで、今後こういう黒字収支の状況が続くかどうかという見通しについてはいかがなものかと思っております。どんなふうで考えられて、見通しを持ってもらえるかどうか、その点についての見通しはありますでしょうか。

○ **介護保険課長**

今言われました単年度実質収支、1億6,975万6,000円という単年度で黒字を見込んでおります。介護保険財政は、3年間を一つの期間としまして、保険給付と保険料等収入の均衡を図る仕組みとなっております。介護保険事業計画、平成18年度が初年度でございますけれども、19、20年度と同じ期間ありますので、1億6,900万円見込みでございますけれども、こうしたものにつきましては、介護保険の市の基金の中に介護給付費準備基金積立金というのがございまして、そこに積み立てを行いまして、後年度の保険財政の補てんといえますか、そちらの方に充てるといふふうにしております。

で、現在の保険料設定というのは、平成18年度から20年度までの3年間で均衡を保つような形で作っておりますので、その1億6,900万円につきましては、今年度、平成18年度は黒字の見込みでございますが、次年度以降の保険給付に充てるといふ考えでございます。

ます。

○ 楡井委員

それから、同じ9ページですけど、平成17年度に比べて平成18年度は給付費が1万7,000円ぐらい減ってますんですね。——ちょっとごめんなさい。私の数字の見方がわからなかった。ちょっと今のは訂正します。

平成17年度の(1)①の一番下の数字、1号被保険者1人当たり給付費という欄です。平成17年度が30万4,000円ですかね。で、これが平成18年度、これは見込みですけど、28万7,000円という形で、1万7,000円ぐらい給付費が減っています。これの原因についてお聞きしたいと思います。

○ 介護保険課長

委員お尋ねの部分は、第1号被保険者1人当たりの給付費が、平成17年度30万4,000円から平成18年度の見込みで28万7,000円と、マイナス1万7,000円減っているということでございます。平成18年度から介護保険法が変わりまして、介護予防と、それと介護サービスと2つに分かれております。介護サービスにつきましては要介護1から5の方、介護予防につきましては要支援1の方の利用になっております。で、介護サービスにかかわるものにつきましては、訪問介護、通所介護、短期入所等の給付費は伸びておりますけれども、要支援1の方の利用に係る訪問介護や通所介護、通所リハビリの利用件数と申しますか、金額が下がりました関係上、お1人当たりの給付額が下がったものでございます。

○ 楡井委員

結局、昨年4月ですかね、介護保険法が見直しされて、利用者にとって厳しくなってきたというようなことの反映ではないかというふうに思いますので、そのことをとりあえず指摘しておきたいと思います。

次に、12ページなんですけど、認定率というのがありまして、認定率が平成17年度に比べて平成18年度低下しています。1.8%ぐらいですね。これ上の数字と計算すると、約570人ぐらい認定数が減ることになるわけですけど、この認定数が、認定率ですね、これが低下した原因は何だと思えますか。

○ 介護保険課長

12ページの認定者数の比較でございますけれども、平成17年度末では6,748人と、平成18年度末、ことしの3月末現在ですけども、6,321人ということで、427人、1年間で減っております。

この数字見られまして、例えば平成18年度の要支援1から要介護1までの方の合計は、数字は出しておりませんが、3,405人となっております。で、平成17年度末は、要支援の方と要介護1の方の合計は4,012人で、いわゆる要支援1、2、要介護1の方、いわゆる軽度認定者の方の人数が4,012人から3,405人と、607人減っております。で、平成17年度の要介護2から要介護5の方の合計は2,736人となりまして、平成18年度末では2,916人ということで、要介護2以上の方、いわゆる中度、重度の方の人数は180人ふえております。427人の減員の現象というのは、要支援1、2もしくは要介護1の方、軽度の方の認定者が607人減ったということでございます。で、要介護2以上の方の認定者数は増加しておりますけれども、逆に要介護1、要支援1の方、軽度の方は減少している。この軽度の方の減少が全体的な認定者の減少につながっておりまして、その原因としましては、新規申請がまず当初の見込みよりもかなり少ないということが一つ上げられる。で、新規申請を月平均いたしますと、約20件程度減少しておりまして、通常新規申請の方は比較的軽度認定の方が多くなりますので、新規申請が減少すれば、軽度の方、607人という数字がございますけれども、減少してきたものと思っております。

新規申請の減少につきましては、平成12年から介護保険制度開始よりずっと認定者伸びて

おりましたけど、今現在その伸びが鈍化しております、一定のピークを、今現在ですけども、過ぎたのかなと考えております。

○ 楡井委員

新規申請のことを言われましたけど、今示された数字、ちょっと私も気がつきませんでしたけど、平成17年度の要支援から要介護度1ですかね、これが4,200人、そして平成18年度分が3,400数人と、607人減ったという話ですから、これは今まで認定されていた人が607人減ったということになるわけですよ。そういう意味で言えば、軽度の方たちが認定から外されていってる数字のあらわれてるもんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、そういう見方ではないんでしょうかね。

それから、427人というのは、この表では427人なんですけど、そのもう一つ下の認定率のところの数字で言えば、やっぱり私が示した570の方が数字としては正しいんじゃないでしょうか。

○ 介護保険課長

ちょっと今委員さんがおっしゃる570人という数字が、ちょっと私がちょっと理解できないで申しわけございません。

今、いわゆる外されてるということ、いわゆる非該当という意味だと理解しております。今、認定審査会がございまして、その中で介護度別あるいは該当、非該当というのを分けております。その中で、1年間、おおむねですけども、平均の非該当者の割合というのは2.5%となっております。これは、県平均では2.6%ですので、特段飯塚市の方の非該当の方が多いということではございません。

それと、認定の問題でございまして、要介護認定の基準は、介護の手間を指数化いたしまして判断いたします。この介護の手間は、調査員、訪問調査員の調査表と、それからドクター、主治医の意見書の記載事項に応じまして行いまして、この指数化された資料、調査の特記事項、主治医の意見書等をもとに認定審査会が総合的に判断して認定いたします。

認定が厳しくなったということでございますけども、介護の手間の指数とか調査表、審査方法につきましても、法改正以前と比較して基準は全く同じでございます、厳しくなったことではございません。ただ、法が変わりまして、要介護1相当の方を要支援2と要介護1に分離判定いたしますので、認定が下がったということで、認定に対する厳しくなったというイメージがあるのではないかと理解しております。

○ 楡井委員

それでは、次に移らせていただきます。高齢者支援課についての質問です。

15ページといいますか、関連ありますけど、私の住んでいる椿自治会は、福祉部が、椿自治会の福祉部、それから婦人部などが協力して、月に1度、独居老人の訪問を行っているわけですね。これで、このようなことをやっているところがほかの自治会あたりであれば、それを教えていただきたいと思えます。

○ 高齢者支援課長

地域福祉ネットワーク、この事業につきまして、平成18年度、調整期間として設けまして、それぞれの地区に設けていただくようにお話を、自治会長さん、それから民生委員さん、ボランティアの方々といろいろお話をさせていただいた中で、やはり各地区、それに近いことをされている方が、されている場所が結構ございました。特に、穂波は結構盛んだったと記憶しております。

○ 楡井委員

公民館活動の一つの大きな内容だというふうに思うので、この経験などを広げていただくように御指導、御援助をお願いしたいというふうに思えます。

それから、そういう一つの関連でしようけど、地域福祉ネットワークというのは(3)にあ

りまして、現在この実施地区が旧飯塚市の9地区ですね、そして新規設立予定ということで旧4町に関連して11地区のことが述べられておりますが、ここに対して補助金を交付すると、こういうふうになっております。この補助金交付の基準はどういう基準で支給されるのでしょうか。先ほど38万円から57万円というような数字を聞いたような気がするんですけど、ここに差がありますので、説明をお願いしたいと思います。

○ 高齢者支援課長

地域福祉ネットワークにつきましては、昨年まで実施されておったのが旧飯塚市の9地区でございます。これにつきましては、1地区当たり38万円、これはどこも一緒でございます。

ただ、このたび飯塚市全地域に広げるということで、昨年10月ぐらいから、先ほど申しましたように、自治会長さんや民生委員さんと協議をいたしておりますけれども、これは先ほどの御説明の中で敬老事業も含めてさせていただきたいということで、まずその規準につきましては、総額が、補助金総額が1,300万円ほどになります。その60%を均等割ということで、大体1地区40万円ずつ均等割ということで計算いたしまして、あとは65歳以上の人口割ということでそれぞれ配分いたしております。基準としては、この1点でございます。

○ 楡井委員

そうすると、この地域を包括する、人口が結構アンバランスがあると思うんですね。それで、その均等割60%ということであれば、若干矛盾が出てくるんじゃないかなっちゃう気もしますんですけども、これは実施してみただいて、修正せないかんとところが出てくれば大いに修正もしていただくということにさせていただきたいと思います。

それから、次に在宅老人福祉事業の内容で、これは説明がありませんでしたけど、私たちとしてはこういう内容を具体的に説明してほしいんですよ。実際どういうふうなことをやってるのかっていうのがよく理解がいかないわけですね。ですから、体制の問題とかっちゃうのはかなり詳しく報告されましたけど、こういう事業の内容が説明が欲しかったなというふうに思います。

それを先に置いて、福祉電話というのがあると思います。次の18ページの真ん中ですかね。それと、緊急通報システム事業というのがありますが、この福祉電話、現在利用されている台数ですね。それから、基本料金の半額を個人負担、利用額は全額個人負担とこうなってますけど、この基本料金の半額の——市が負担しなきゃならないわけでしょうけど、この金額をわかれば教えていただきたい。

さらに、緊急通報システムについては、現在の利用台数、それから応分の負担額というふうに費用の、とこうなってますので、この応分の負担額ということについての説明をお願いしたいと思います。

○ 高齢者支援課長

福祉電話の事業につきましては、平成19年の3月現在で104台でございます。また、緊急通報システムにつきましては、現在157台設置いたしております。これにつきまして応分の負担、これは設置するときの機器につきましては、8万か9万円ほどたしか1台設置するのにかかりますもんですから、それは所得に応じて負担していただくというふうなことになっております。

○ 楡井委員

所得に応じてのパーセントとかっちゃう具体的な線は示せないんでしょうか。それと、福祉電話の基本料金の半額負担の市の方の負担額。

○ 高齢者支援課長

福祉電話の1台当たりの市の負担は960円だったと思いますけど、申しわけありません、詳細にちょっと覚えておりません。960円やったと思います。

それと、緊急通報システムの負担価格につきましては、申しわけございません、今資料をこ

ちらに持ってきておりませんものですから、御了承をお願いいたします。

○ 楡井委員

ちょっとまた文書か何かで、皆さんに配った方がいいということであればお願いしたいし、私にはぜひお願いしたいと思います。

それから、住宅改造事業というのが19ページの一番上の段にあります。これは、平成17年度と18年度、それぞれ利用件数というのがどのくらいあったのか、おわかりになりますか。

○ 高齢者支援課長

平成17年度の決算額では28件でございます。18年度の決算見込み、まあ間違いなからうと思いますけど、15件でございます。

○ 楡井委員

それでは、次に軽度生活援助事業というのが19ページの一番下の段にあります。この利用件数、同じく17年、18年、教えていただきたいと思います。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 40

再 開 15 : 48

委員会を再開いたします。

○ 高齢者支援課長

軽度生活援助事業につきましての平成17年度決算額につきましては、1市4町分合わせまして246時間で384万7,000円となっております。平成18年度の決算見込みにつきましては、この事務を各支所、本庁で実施いたしております。その数字を足さなければ決算見込みが出ませんものですから、御了承をよろしくお願いいたします。

○ 委員長

ほかに質問ありませんか。

○ 江口委員

資料の11ページの真ん中ごろぐらいですね、地域密着型サービス事業の指定、指導・監督に関することとございます。これについて、現在指定等の作業等を行っているかどうかお聞かせください。

○ 介護保険課長

地域密着型サービスにつきましては、今までグループホーム等が県の指定でございましたけども、その指定・監督権限が去年の4月1日現在飯塚市の方に移管されました。その分を引き継いでおります。それと、新規に指定があった分につきましては、随時市の方で指定いたしております。

以上でございます。数については持ち合わせておりませんので、申しわけございません。

○ 江口委員

数はいいんですが、今いろんな、ここに書いてあります小規模多機能型居宅介護施設など介護サービス6種、介護予防サービス3種の地域密着型サービス事業について、その指定、指導・監督を行う、とございますね。これは、施設等に関して、新規の指定とかをやるっていうふうな理解でよろしいんですかね。まず、ちょっとそこから教えていただけますか。

○ 介護保険課長

新規の指定もいたしますし、変更申請があった場合に、その変更申請の受け付け、認可をいたしております。

○ 江口委員

その新規の指定等について、現在やっているかどうかお聞かせください。

○ 介護保険課長

介護保険事業計画に基づきまして、地域密着型サービスの整備を進めるようにしております。生活圏域ごとにそれぞれグループホーム、小規模多機能型生活介護、それと認知症対応型通所介護、それから特定施設入所者生活介護、それから夜間対応型訪問介護事業等の指定を行っております。指定に際しましては、民間事業所の方に公募をかけまして、市の方で採点、そして高齢社会対策推進協議会に諮問いたしまして、最終的に市長が決定いたしまして内示を行い、で、建物ができた後に規準に合致しているかどうかを確認いたしまして、指定を行っております。

○ 江口委員

現在、その公募をやっているという理解でよろしいですか。あと、これから、それはもうこの平成19年度やって、それから後も、平成20、21年度と続いていくものかどうか、それともこの平成19年度で一たんまとまるものかどうか、お聞かせください。

○ 介護保険課長

平成18年度から実施いたしまして、平成19年度も実施いたしております。平成20年度まで、一応介護保険事業枠に基づきまして、毎年募集をかけ、内示をし、そして指定をする予定にしております。

○ 江口委員

その公募等に際して、透明性を維持する、もしくは公平・公正な部分を維持するためにどういった手だてをとっておられるのか、お聞かせください。

○ 介護保険課長

平成19年度の例で申しますと、2月に市報に、ホームページを含めまして、広報いたしまして、3月23日を締め切りとしまして事業所を募集いたしております。そして、調書関係と申しますか、申請書等事前協議書を出していただきまして、その図面とか当初関係出していただきますが、それに基づきまして、審査委員会を5人のメンバーでつくりまして、そこで採点をし、その採点結果をもって、先ほど申しました高齢社会対策推進協議会に諮問をし、その了承を得た後、市長が内示するという形にしております。

○ 江口委員

2月の市報ですと、これは2月20日に募集の説明会を行いますよと、これですよ。そして、3月23日ぐらいが締め切りと言われましたっけ。もう、今年に関しては、これについてはもう募集締め切りが終わってるので厳しいかと思ってるんですが、これ約1カ月ですね、それで十分な期間とお考えですか。

○ 介護保険課長

2月20日に説明会を実施いたしまして、3月の終わりごろの1カ月間の余裕で十分だと考えて期間を設定いたしております。

○ 江口委員

その点について、もし——来年度もやるわけですね。ぜひその前に、もう一度その部分に関して考えていただきたいと思います。というのは、やっぱり施設を建てるとなると資金繰りから何から必要ですよ。例えば、皆さん方が家を建てるときに、1カ月でポッとスタートして考え方がまとまるとも思えませんし、よりよいサービス等を考えるのであれば、もう少し期間が必要かなとも思っております。その点、ちょっと御検討をお願いいたします。

また、あとそれから、公募して、採点、内示に至るまで、5人の検討委員会と言われましたっけ、そちらについてどういった方々が入っておられるのかお聞かせください。

○ 介護保険課長

行政から3人と学識者2人の計5人で採点いたしております。

○ 江口委員

行政3人、学識2人、そしてその後、その中で採点をして、その後、別途高齢社会審査会か何かへ出すんですけど。その点、もう少しお聞かせください。あとあわせて、その採点等について、受けられた方が、自分たちがどのような点数だったかわかるのかどうか。

○ 介護保険課長

まず、ヒアリングにつきましては、出された調書あるいは図面あるいは財務諸表、そういったものを検討しまして、ヒアリングを事業者の方各2名以内ということで出てきてやります。その中で、5人でヒアリングいたしまして採点いたします。採点の結果を、10ページの(2)の②のところでございますけれども、高齢社会対策推進協議会、25人の委員さんがいらっしゃいますが、そこに諮問いたしまして、そこで了承をもらい、市長が決定するという流れとなっております。

採点につきましては、一応御本人さんというか、当該事業所であれば採点結果は公表させていただきますけれども、今のところ申し出はあってないようです。

○ 江口委員

当該事業所に対しては、それぞれこれこれが何点で、トータルで何点ですよっていうのはお答えする。あと、多分もう一つ大切なのが、幾つかの事業所が出されて、そしてどっかが決まるんだと思うんですね。じゃあ、自分のところが何点かわかるだけではなくて、残ったところ、内示を受けるところが何点かというのがわからないと比べられないかと思うんですが、それについても聞けるっていうふうな形でいいですか。

○ 介護保険課長

高齢社会対策推進協議会に資料として提出している部分でお答えいたしますけれども、例えば3社ございまして、A社のみ名前を入れまして出ております。その人は、B社、C社については、申請者Cとか申請者Bとかいう形で高齢社会対策推進協議会に公表いたしております。その範囲であれば公表させていただきたいと思います。

例えば、A社につきましては名前が入っておりますけれども、C社、B社につきましては名前入っておりませんので、おたくの会社は、事業所であればBということは言えると思います。ただ、そうすると内示があった方とそうでない方の点差というのはわかると思います。

○ 江口委員

こういった指定、公募してやってくるのに関しては、指定管理者と同じような性格の部分があるかと思えます。ぜひその選考過程がきちんとしたものであるように、ぜひそこら辺について配慮の方をよろしく願いいたします。

○ 委員長

ほかにありませんか。

(な し)

次に、教育部について質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

学校教育課ですかね、お聞きいたします。

一昨日、24日に学力テストが全国的に行われたということでございますが、この実施状況について何点かお聞きしたいと思えます。

この学力テストの実施目的、これがどうなのか。それから、この飯塚市において対象の学年の方たちは全員が受けられたのかどうかということです。欠席者があったのかということなんですね。それから、その結果が公表されるというふうに報道などもあっておるようですが、飯塚市の教育委員会としてこれをどのように考えておられるのか。まず、とりあえずその3点お願いします。

○ 学校教育課長

まず、目的でございますが、目的は2点ございます。1点目が、全国的な義務教育の機会均

等とその水準の維持向上の観点から、各地域におけます児童生徒の学力、学習状況を把握、分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとというのが1点目です。2点目が、各教育委員会、学校等が、全国的な状況との関係におきまして、みずからの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図る。この2点を目的として、今回実施されております。

それから、2点目の飯塚市内の中学校の欠席状況でございますが、一応対象学年が中学3年生と小学校6年生です。これは、全学校とも、34校参加はいたしておりますが、何名欠席したとかいう報告までは、今のところちょっと把握をしておりますので、後でまた御報告をしたいと思っております。

それから、結果の公表についてですが、これは国の方も、学校の序列化や過度の競争につながるものが、そういうおそれがあるので、学校名を明らかにした公表は行わないというふうに文科省の方もはっきり言っておりますので、これに関しましては、また飯塚市教育委員会としても、9月の結果が出てきますので、それまでにしっかり方針を決めておきたいと思っております。

○ 委員長

楡井委員、このことについて、まだ続きますか。

○ 楡井委員

若干。

○ 委員長

机上調査と一般質問でできる分は一般質問等々でしていただくように、その内容を把握して質問してください。お願いします。

○ 楡井委員

危惧をちょっと述べさせていただきますと、この集約は、これは民間の会社が行うというふうにも聞いております。それから、この結果が公表されるということになると、その学校間の格差が生まれて、今答弁があったような可能性も生まれてくると。特に、飯塚市の場合は学区制がないんじゃないかと思うんですね。そうなってくると、学校によって生徒数の偏重といいますか、こういうことにもなりかねないと思うんですね。

そういう意味では、この学校の学力の低下を生徒やまたはその教師の能力にあるようにいろいろ報道などもあるんですけども、もともとは国の、また文部科学省ですかね、そこの教育方針の一貫性のなさに大きな原因があるんじゃないかと私は思うわけですね。そういうことからして、この結果を公表することについては、もう相当慎重にならなきゃならないというふうに考えますので、その点も含んでぜひ、9月の段階まではということでございますので、しっかりお願いしたいというふうに思います。

そういう意味では、この学力の低下の問題とあわせて、子どもさんたちの人格の形成ということが非常に重要になっているというふうに思うんです。そういう意味で、ゆとり教育ということの中から、穂波で行われたマナビ塾がありまして、これが大変よろしいという話でありました。これは、穂波の場合は、嘉飯山での一つのモデルケースとして取り組まれたということで、これの評価についてもはっきりさせてもらって、このモデルケースとしてふさわしい評価をきちんとして、それを飯塚市の教育委員会として教育の中に生かしていくというふうにしていかなければならないんじゃないかというふうに思うんですが、このマナビ塾についての今後について、またこの評価について、そして今後についてですね、答弁をひとつお願いしたいと思っております。

○ 委員長

先に教育部についての質問をお願いします。

○ 楡井委員

じゃあ、マナビ塾の話はまた後ほどということをお願いします。

学校給食課をお願いします。自校方式とセンター方式、これのメリット、デメリット等について、もしきちんとしておられればはっきりさせていただきたいというふうに思います。できなければ、後ほど文書でもお願いしたいと思います。

それから、庄内中学校の民間委託、庄内中学校の給食は、これは民間委託になって、自校方式で民間委託となっているようですから、このよさといいますか、メリット、まあこれはデメリットもあるかもしれませんが、これについても先ほどの問いと同じようにお願いしたいと思います。

それから、旧4町の職員44人という数字が上げられております。それから、飯塚の給食センター職員が34人というふうになっておりますが、この人件費についての比較ができれば答弁していただきたいと思ひますし、もしそういうのがありませんよということであれば、後ほどその比較表を提出していただければというふうに思ひます。

以上、とりあえず3点お願いします。

○ 学校給食課長

今委員お尋ねの自校方式、センター方式の件でございますが、今手元に資料を持ち合わせておりませんが、ただ、自校方式は、実際学校の敷地内で調理をやりまして、子どもたちが給食を食べる際に温かいものを食べていけるという部分がメリットの部分があるかなと思ひております。それと、センター方式の部分につきましては、自配校の多数の学校に対しまして今現在飯塚市内でやっておりますが、大型の給食についてはやっぱりセンター方式の部分が有意義にやられておるかなと思ひておりますが、正式なメリット、デメリットの部分については、まだ私の方で今資料を持ち合わせておりませんので、申しわけございません、後日提出させていただきますらと思ひております。

それと、2点目の庄内中の民間委託のメリットということでございますが、今まで旧庄内町の庄内中学校におきましては、唯一給食が実施されておりました。それで、平成17年度まではミルク給食をやっておったというのが現実で、いろんな父母等の要望、それから旧庄内町におけます検討を経まして、平成18年度から実施する運びになったわけでございますが、内容につきましては、ランチルームを併設しておりまして、全生徒が一緒になって給食を実施するというふうな状況になっております。内容につきましても、自校方式の部分と同じような形で、生徒が直接的なものを給食ができるという、そういったまた食育的な部分についても十分な対応ができるのではないかなと思ひております。

それと、続きまして旧4町の44名、それからセンターにおけます34名の人員に対する経費の関係につきましては、申しわけありません、そこは比較の部分をまだしておりません。資料を持ち合わせておりませんので、後日検討した中で御提出をさせていただきたいと思ひます。

○ 楡井委員

資料を提出していただくということについては、確認を後でお願いいたします。

それで、庄内中学校の民間との関係では、同じ自校方式をとってるところで、民間と市直営でやってるわけですから、その比較をきちんと出していただきたいというふうに思ひます。それから、人件費の件についても、表にあるように、職員とそれから嘱託職員と臨時職員とこう3つありますから、それぞれの人件費を出していただくようにお願いしたいというふうに思ひます。

それから、飯塚給食センターから各学校へ配送をされていると思ひますが、この配送の業務形態といいますか、これはどういうようなことになっているのかということと、何コースで学校まで届けられているのかについてお聞きしたいと思ひます。

○ 学校給食課長

学校給食センターの配送でございますが、今、日通さんをお願いしておりまして、配送をや

っております。それと、市内の学校でございますが、16コースに分けて配送をしているような状況でございます。

○ 楡井委員

16コースというと、学校の数よりも多くないですか。多くないんですかね。9校と6校でしたかね。9校と7校ですね。16コース、なら各学校にもう直接センターから届けられているということでしょうか。そういうことですかね。ちょっと再確認。

○ 学校給食課長

済みません、私が資料を持っておるんですけども、一部については、近くの学校については、一回配送しまして、戻ってきまして、再度配送という部分もございます。

○ 楡井委員

そこら辺、きちんとひとつよろしくをお願いしますね。

それから、学校給食費、これは合併前と現在とは変わっていないのでしょうか。

○ 学校給食課長

給食費につきましては、合併当時のままでまだ実施しております。

○ 委員長

教育部についての質問はほかにありませんか。

○ 江口委員

穂波がフリー校区みたいな形になっているわけですが、それ以外ですね、旧穂波以外に関して、学区、通学区に関してどのようにしているのか、またどのようにされるお考えかをお聞かせください。

○ 学校教育課長

現在、子どもたちの通学区域についてでございますが、旧穂波町の小学校5校、中学校2校につきましては、旧穂波町が行っていましたが学校選択制を導入しております。それから、内野小学校、八木山小学校におきましては、昨年度11月20日に、通学区域審議会第2回目の中で、複式学級を解消するために校区を飯塚市内に拡大し、全校区から八木山小学校、それから内野小学校においては通学ができるようになっております。

また、合併後、小・中学校の通学区域につきましては、当分の間、旧市町の通学区域を従前のまま引き継ぐことになっておりましたけれど、市全体として将来にわたり通学区域を考えたときに、やはりそれを検討する必要があるということで、昨年度、飯塚市立通学区域審議会を立ち上げました。で、15名の委員さん方をお願いいたしまして、教育委員会より通学区域審議会に対しまして飯塚市立学校通学区域の取り扱いにつきまして審議されるように諮問をいたしまして、本年度秋までに答申をいただくようにしております。今現在、それを審議中でございます。

○ 江口委員

本年度秋までに結果を出したいというお話ですが、それまでに地域の方々の声を聞くチャンスがあるのかどうか、それが1点。それと、その会議の運営の方法について、傍聴等ができるかどうか1点。それともう一つ、会議録についての取り扱いがどうなっているかが1点。その3点をお聞かせください。

○ 学校教育課長

地域の声を聞くというのがありましたけれど、実は通学区域審議会の中のメンバーに自治会長さんの代表の方も入っていただいています。それから、小・中学校の校長会代表の方、小・中学校の教職員代表の方、それからPTAの会長さんの代表の方、それから、ほかに市職員として市民課長さん、それから都市計画課長さん、土木管理課長さん、それから各4支所の地域振興課長さんを合わせて15名の委員さんが入っておりますので、十分地域の声は取り入れることができるのではないかと考えております。

次に、審議会の傍聴は可能だと思います。会議録の公開も、これも大丈夫だと思います。以上でございます。

○ 江口委員

そのような公開の場できちんと議論がされることをありがたく思います。ただ、先ほど地域の意見を聞くところで、自治会長、校長、そして各支所の地域振興課長とかが参加してるのっていうお話がありましたが、ところがその方々がすべての皆様方とお話をするわけではない。だからこそパブリックコメントであるとか、そういった作業がいろんなところでやられているのだと思っております。ぜひその点についても検討の上、実施していただきたいと要望いたします。

○ 委員長

要望ですよ。（「訂正をさせてください」と呼ぶ者あり）

○ 学校給食課長

失礼いたします。先ほど審議会のメンバーの中に4支所の地域振興課長、昨年までありましたけれど、本年度からございませんので、済いません、ここのところはまた審議したいと思いますので、訂正をお願いします。よろしく願いいたします。

○ 委員長

ほかに。

○ 田中博文委員

6ページ、学校給食関係で所管事務の概要の中で1番目、学校給食の計画、指導及び実施に関することとありますけども、本年度、学校給食開始日がまちまちとちょっとお伺いしたんですけども、それが間違いないのか、もし開始日がまちまちであるならば、どういう理由でまちまちなのかをちょっとお答え願いたいと思います。

○ 学校給食課長

今御質問の開始日ですが、新1年生の関係は当然ながらおくれてしております。それと、在校生の部分については、小学校は、多分私が記憶するのは4月の10日からやっていたと思っておりますので、ちょっとその辺は私がまだ掌握はし切っておりませんが、同じだというふうに認識はしております。申しわけありませんが、そういうことで御理解お願いいたします。

○ 田中博文委員

間違いなく同じですかね。

○ 学校給食課長

失礼いたしました。自校方式関係がございまして、その学校行事等々の関係で若干のずれはあるということでございます。

○ 田中博文委員

では、学校行事等でずれがあるとすれば、給食の年間の日数ですね、それは同じって言うことになるんですかね。

○ 学校給食課長

学校給食日数でございますが、合併当時の協議項目の中で、当時合併する中で、旧1市4町ばらばらな状態でございます。それで、今審議会に調整を図っていただいております最中ございまして、今のところ日数については旧市町の状況で実施しております状況でございます。

○ 田中博文委員

とするならば、月額小学校で3,300円、中学校で3,920円で、これは期間が月で割ったら長い学校と短い学校があるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○ 学校給食課長

そのとおりでございます。

○ 田中博文委員

今の合併前の調整項目の中で、そこのまちまちなところを調整していくと。既に、長く給食を食べている学校とそうでない学校が、同じ金額で違うという状況はわかっていると思うんですけども、先ほどの庄内のランチルーム、これ18年度に開始されてますけども、合併当時の中で、その話も含めて調整の中で出てきたことがあるのかなのか、ちょっとこれ庄内からはとびますけども、その合併前の調整項目の中で、この分は合併後にやる、この分については、合併して1年たちますけども、きちっと調整ついたらと、そういったものがあると思うんですけども、この給食の日数云々についてはいつまでに出すお考えでしょうか。

○ 学校給食課長

昨年から学校給食運営審議会に諮っております。昨年度まだ継続審議という形で、今年度また開く予定をしております。それで、早急に結論は出さなければならないというふうには認識しております。8月、9月ぐらいまでには最終的に審議会の答申をいただけたらなというふうには考えております。

○ 田中博文委員

先ほど言いましたが、庄内のランチルームの件、これは合併前の調整項目の中に上がってきてますか。

○ 学校給食課長

今委員が言われます庄内のランチルームの件というのが、ちょっと私はよく正直言って把握をしておりますけども、ランチルームを合併してからもおのとおりの意味のものでございますでしょうか。

○ 田中博文委員

18年度に開始されてるって今言われましたんで、当然その前から計画なり、事業をそういうふうにするという話が、合併前のときの話出てきても当然だと思っておりますけども、そのときに話があったのかどうかということですが。

○ 学校給食課長

失礼いたしました。18年度から庄内中学校が給食を開始するということは、合併協議の中では当然出しておりますし、協議をされた中でやっていくというふうな形はでき上がっておったと思っております。

○ 田中博文委員

先ほど言いました給食の日数の関係、あと自校式その他いろいろありますけども、その結論等は早目に出されるべきじゃないかと思っております。あそこ今、給食、旧飯塚についても施設のなものが老朽化してますし、トータル的な今審議があつてらると思っておりますけども、なるべく早く、副市長も大変でしょうが、よく副市長も考えられてやっていただければありがたいと思っておりますので、要望しときます。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

先ほど楡井委員から依頼のありました資料については用意できますね。

○ 学校給食課長

後日用意して、委員さんの方にお出ししたらよろしいですかね。

○ 委員長

用意できますか。委員さんも御了承お願いいたします。

次に、生涯学習部についての質疑を許します。質疑ありませんか。

○ 楡井委員

それでは、マナビ塾についての評価と今後ということで質問を再度行います。よろしくお願いたします。

○ 生涯学習課長

旧穂波町で行われておりました「子どもマナビ塾」の今後ということで御質問、それともう1点、モデルケースで行われたこれの成果等についての御質問だと思います。

まず、「子どもマナビ塾」につきましては、これは平成16年度から平成18年度の3カ年間で、国の委託事業といたしまして、地域子ども教室事業の一環で行われました。その間、このモデル事業の一応成果といたしましては、平成18年度が一応穂波地区5校で実施したわけでございますけど、18年度はすべての学校で、また1年生から6年生まで行ったわけでございますけど、そのときの児童数は1,426名に対して、受講された方は23%でございました。実施回数につきましても、年間1,957回で、5校の延べ人数につきましても、1年間で2万9,780名、約2万9,780名の児童の方が受講されております。

この間、子どもたちのさまざまな体験活動、学習活動なり、そういうことを通しまして、子どもに生きる力ということの中ではぐくまれていったわけです。また、地域の方からも、この事業を通しまして、もっと継続していただきたいというふうな要望もございましたが、本事業につきましては、平成18年度をもって終結いたしております。

そして、委員さんが次の質問ということで、19年度以降はどうなるかということで、私どもの方も継続して実施するように十分検討いたしておりましたけど、これにかわる補助事業が、国の方の事業、それから厚生省の事業で放課後推進プランという、放課後子ども推進プランというのがございます。この事業につきましても、福岡県において事業の見直しを、補助事業の見直しが行われましたので、その事業に対しまして、私どもはそれまで旧穂波町で行われましたマナビ塾、これに対する事業を実施していくことはどうしても補助事業からちょっと外れるような形になりましたので、どうしてもその分ができず、また、穂波町で行われたモデルケースをこれはいいものだというので全市的に拡充したいという気持ちもございました。

そういったことから、旧穂波町には縮小する形にはなりましたが、これを全市に広げていって、そしてまず、放課後または土曜日、週末の土曜日といったところから19年度始めたいというふうにしております。将来的には、これが地域のボランティアの方も、そういった方の活用も得ながら、厳しい財政難の中でいろいろ工夫しながら、少しでも平日、土曜日を実施していきたい。最終的には、できれば22校で平日及び土曜日の中でやっていければというふうには考えております。

○ 楡井委員

穂波町でやっていた水準は維持できないけれども、全市に広げて拡充もしていくという方向がとられるようではありますが、地域の協力を大いに取り込むといいますか、協力を得ていければ、そう大してお金がかかるといことじゃないんじゃないかというふうに思うわけですね。ぜひそういう意味での積極的な取り組みといいますかね、これを要望しておきたいと思っております。

○ 楡井委員

済みません、じゃあ、人権同和教育課に関して4点ほどお願い、3点ですかね、お願いします。

一つは、人権同和教育課として、同和問題以外の人権に関する啓発事業、これをどういうふうな形で取り組んでいこうとしているのか。

それから、いま一つは、同和地区子ども会という言葉が資料の中にも出てくるんですけど、解放子ども会とこれは違う子ども会なのか、組織なのかどうか。もしそれで子ども会が、同和地区の子ども会と解放子ども会がもし違うということであれば、また新たな問題が生まれますので、その違いをちょっとはっきりさせていただきたいというふうに思います。

○ 人権同和教育課長

人権問題を考えますときに、大きく6領域問題があるかと考えております。まずは、同和問題、障がい者問題、高齢者問題、女性問題、子どもの問題、外国人の問題等でございますが、す

すべての領域において啓発活動を行っていきたいと考えております。

それから、2つ目の御質問でございますけども、同和地区子ども会と解放子ども会は同じであります。

○ 楡井委員

同和地区子ども会と解放子ども会が同じものだということですが、それでは、なぜ言葉が違うんですか。

○ 人権同和教育課長

同和対策事業を行ってありました対象地区の子ども会でございますので、同和地区子ども会と解放子ども会は同じであります。

○ 楡井委員

同じ組織であれば、どちらかに統一すればいいと思うんですよね、文章的にも。それで、私の理解では、同和地区の子ども会は、一般的な地域に子ども会がありますよね、あれと同じような位置づけでの子ども会であって、解放子ども会というのは、解放同盟の子ども組織じゃないかなというふうに理解していたんですけども、そうじゃないんで、一緒なんですよね、全く。

○ 人権同和教育課長

質問者がおっしゃいますように、決して解放子ども会は部落解放同盟の下部組織でも何でもございません。

○ 楡井委員

それでは、文章の整合性もありますので、これ統一すべきじゃないかというふうに思いますので、ぜひ検討していただいて、はっきりしないと、組織が2つあるような感じに受け取られると思いますから、ぜひそういうふうなことを検討していただきたいというふうに思います。

それから、同和地区の子ども会、これは文章によると、市が直接その責任を持っているような文章になっています。それから、9ページに示されているわけですけども、社会教育に関する子ども会は、指導者を養成して、その指導者が子ども会を指導援助するというような形になっていて、市が直接子ども会に責任を持つというふうになっておりません。

したがって、子ども会、同和地区子ども会に対する市の態度と、一般地区のというふうに言うべきなのかどうかわかりませんが、その他の子ども会に対する市の責任、これがちょっとこう弱いちゅうかね、間にワンクッションこう挟んだ形になっているということで、市の責任がそういう意味では明確じゃないんじゃないかというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○ 人権同和教育課長

違いの指摘でございますけども、まず、私どもとして、解放子ども会について述べさせていただきます。人権を考えますときに、いろいろな差別やいじめによりまして、多くの市町村で悲しい事件が報じられております。本市におきまして、全然もうそのようなことが全くないと言えるような、差別やいじめに対して負けない強い心や豊かな心づくりに精進してまいりたいと思って、この事業を展開してまいりたいと思います。

また、子ども会連絡協議会のことについてでありますけども、これは指導者を育成しているということであると思っております。

○ 楡井委員

くどいようですが、9ページの文章によりまして、(4)で社会教育関係団体に関するということなので、子ども会指導者連絡協議会、青少年団体連絡協議会、婦人会、小中学校PTA連合会等の育成というのが課題としてあるんですよね。これは当然、子ども会は指導者連絡協議会というところが指導するということになると思うんです。それに対して、19ページの人権同和の問題でいえば、人権学級、(2)ですけど、人権学級、同和地区子ども会等育成に関するということのようなことで、これ市の直接責任が述べてあるんだと思うんですよね。これ

やはり、同じ子ども会に対する差別的な扱いになるということに理解いきませんか。私はこの文章だけ読めば、そういうふうになると思います。

ですから、今課長言われるように、いろんな差別に負けないとかいうようなことをいろいろ言われましたけど、逆に今度は、同和地区でない子ども会に対しては、そういうことをしてはいけないよという教育もせないかんわけですね。そういう意味でいえば、やはり市の責任は、やはり直接的に子どもさんたちに対する責任を果たしていくべきだというふうに思うんで、そういう意味での、担当課が違うから、ちょっとそういう意味での文章上の違いなんかもあると思うんですけども、文章をこう素直に読めば、そういうふうに思えるわけですね。そういうところの整合性も、先ほどの文言の問題がありますけども、きちんとしていただくようお願いしておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○ **人権同和教育課長**

十分検討させていただきたいと思います。

○ **委員長**

ほかに。

○ **楡井委員**

よろしく願いしときます。以上です。

○ **委員長**

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

次に、病院局についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○ **楡井委員**

病院局の問題でいえば、さきの厚生委員会でいろんな委員の方から相当厳しい指摘などもあったようなので、そういう問題は別にして、2点だけお願いしたいと思います。

一つは、暫定予算で示されたことしのいろんな指標があったと思います。赤字にならないためのいろんなやつがあったと思うんですけど、そういう指標の達成のためにどのような活動をしていこうというふうに思っておられるのかについて。

それから、いま一つは、新しい3つの機械が導入されました、このこといろいろ問題になりましたけど、この新しい機械、3つの機械の活用状況、また、日がたってませんから、余り動きがないかもしれませんけれども、その活用方針、これを生かした患者さんの、どういいですかね、拡大といいですか、余り、病気を奨励するようで、正しい考え方かどうかよくわかりませんけれども、そういうふうな方向が、この機械で新しい患者さんをよそにやらんでも自分でやっていくんだというようなことが言われていたと思いますから、そういう新しい機械の活用方針ですかね、これを述べていただきたいと思います。

○ **病院局事務長補佐**

1点目の御質問の回答をいたします。頤田病院は、医師の確保、建物・医療機械の老朽化等、これまで多くの問題を抱えてまいりました。こうした中で、将来の方向性も見えないということで、昨年特に患者離れが進んできたものと考えます。このたび民間への移譲ということではありますが、存続に向けての方針が出されましたし、機械の買いかえも行いました。これを、新しくなった機械を広く地域の方々にPRを行い、安心して受診していただくように勧めたいと思っております。

次に、2点目の御質問ですが、これにつきましても、今申しましたように、手法、院内での新しい機械のパネル広告等で患者様にお知らせしまして、皆さんへ、市民の皆様へPRを行ってまいりたいと思っております。病気の早期発見による早期治療を行う観点からも、病院としまして、積極的に患者様の方に検査を勧めまして、患者様の健康の保持、生命を守るように今後努めてまいりたいと思っております。

また、機械が新しくなりまして、特にCT装置等は撮影時間も大変短くなっておりまして、今まで行われてなかった、造影剤を使った造影検査等もこの4月から行うようになっております。そのため、従来はほかの病院へ行っていただいた患者様は、何とかうちの病院で、今以上に、従来以上に検査できるようになっておりますので、転院を防ぐことができるのではないかと考えております。

患者数につきましては、現在、まだ極端にふえたというふうなことはございませんけども、今後、先ほど申しましたように、PRいたしまして、患者様にもぜひ来ていただきたいというふうなことを知らせていきたいと思っております。

○ 楡井委員

じゃあ、きちんと要望しておきます。18年度の補正予算で患者さんの見込みの大幅修正、下方修正ですね、これがあって、結局ここに資料に示されている、5ページですけど、平成18年度のこれは見込みでしょうけど、収入が5億6,500万程度、それから支出の方は8億3,700万ぐらいですかね、この差が約1億四、五千万の赤字の見込みの資料だと思うんですね。これはもう赤字がこれで約4億円超す、5億円近い赤字になるんじゃないかというふうに予測できます、推測できます。今後、19年度はこういうことにならないように奮闘していただきたいというふうに思いますので、よろしく頑張ってください。以上です。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

お諮りいたします。「所管事務の調査について」は、調査終了といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、「所管事務の調査について」は、調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 16:45

再 開 16:54

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から5件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、報告を受けることを決定いたしました。

「飯塚市次世代育成支援対策行動計画の策定について」報告を求めます。

○ 児童育成課長

次世代育成支援対策行動計画の策定について報告をさせていただきます。

次世代育成支援法が平成15年7月に制定され、この法律に基づき、市町村において、平成16年度中に次世代育成支援対策行動計画の策定が義務づけられたことにより、旧1市4町におきまして平成17年度から前期5カ年計画を策定しておりましたが、今回の合併に伴い、行動計画を一本化するために平成18年度に関係部課調整会議並びに次世代育成施策推進委員会を設置し、計画策定の審議を経まして、飯塚市次世代育成支援対策行動計画の前期計画として策定をしております。

計画書の内容につきましては、旧飯塚市計画を基本とし、旧4町の行動計画との整合性を図り、統合するもので、第1章から第5章の構成となっております。第1章では、計画策定に当たった背景、性格、期間、第2章では、子どもを取り巻く環境を、第3章、計画の体系では、子ども、大人、地域、皆がつながる協働のまち飯塚を基本理念に掲げ、8つの基本目標を定めております。第4章の施策の方向と事業内容であります。21ページから133ページにわたり、それぞれの計画の状況を掲載をいたしております。第5章では、本計画の推進体制を掲げております。今後、本計画の推進のため、関係課と連携を図り、本計画の推進に努めてまいりたいと思っております。

最後に、資料といたしまして、次世代育成支援対策推進法及び委員会規則、委員名簿、委員会検討経過を掲載しております。

また、これとあわせまして、推進委員会に専門部会を設置し、今後の保育所のあり方等の審議をしていただき、提言書としてまとめられ、飯塚市次世代育成支援対策行動計画とあわせまして、市長答申がなされ、計画書が完成いたしましたので、報告させていただくものでございます。

以上、簡単でございますけど、説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので御了承願います。

次に、「飯塚市障がい者福祉計画の策定について」の報告を求めます。

○ 社会・障がい者福祉課長

飯塚市障がい者福祉計画の策定につきまして御報告いたします。

この計画は、平成18年度から施行されております障害者自立支援法に基づきます市町村障害者福祉計画と障害者基本法に基づきます市町村障害者計画を一体的にまとめたものでございます。市内に居住する障がい者及び障がい児の保護者約3,200件を対象にアンケート調査をしております。

また、推進協議会23名の委員及びその半数の12名の委員であります専門部会を設置いたしまして、5回の検討をいたしまして、平成19年2月27日に市長への答申を行っております。今後はこの計画に基づきまして、本市の障がい者福祉政策等を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上、簡単でございますが、御報告いたします。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので御了承願います。

次に、「職員の不祥事について」の報告を求めます。

○ 教育部総務課長

公共工事発注に係る不適切な事務処理及び業者との飲食等に係る当該職員の懲戒停職処分的事案について御報告申し上げます。

本事案につきましては、新聞報道等によりまして既に御存じかと思っておりますが、合併前の旧庄内町における、岩崎浄水場膜処理施設機械設備工事発注に関するものでございます。本件では、旧庄内町議会議員と同工事の落札業者である前澤工業株式会社九州支店の営業担当者2名があっせん利得処罰法違反の疑いにより福岡県警に逮捕され、平成18年7月13日に前澤工業営業担当者2名に有罪判決、また、9月6日に議員に対しても有罪判決が言い渡され、刑が確定しているところでございます。

本件につきましては、警察から返還されました事跡等資料や刑事確定記録等裁判関係資料から、基本設計及び実施設計並びに機械設計工事の入札に関連し、当該担当課長が、町長との協議や決裁の上ではございますが、議員の介入の中、特定業者を意識しての指名選考が行われるなど、不適切な事務処理の事実が明らかになったものでございます。

また、当該課長は、本件に係る機械設備工事の受注を意とした株式会社クボタから、平成15年6月の鯉田共同浄水場等に関する出張時に飲食の接待を受け、また、京都観光等の接待を甘受したものでございます。後日費用の支弁は行ったとの申し立てではございますが、過去にも信用失墜行為となる業者との飲食を行っており、本件以外でも利害関係人となる業者との飲食の事実が認められております。そのため、人事諮問委員会に諮問を行い、その答申をもとに、平成19年3月15日付をもって当該課長を停職6カ月の懲戒処分としたところでございます。

なお、当該課長は、平成19年3月31日付をもって自己都合により依願退職しております。

本事案につきましては、合併前の事件とはいえ、市職員による工事発注に係る不適切な事務処理や利害関係のある業者との飲食は市政に対する信用を著しく失墜させる行為でございます。まことに申しわけなく、深くおわび申し上げます。

今後ともそれぞれの職責を担う職員一人一人がいささかの不信も抱かれることなく、職務に精励するよう努め、また、公務員倫理のさらなる確立に向けて強く指導を行ってまいり所存でございますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、職員の不祥事、懲戒処分の概要について御報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 江口委員

済みません、人事諮問委員会で停職6カ月相当という結果が出たとお聞きいたしました。これよりも重い処分としてどのようなものがあり得るのか、また、そのような重い処分に該当するようなケースはどういったものがあるのか教えてください。

○ 人事課長

停職処分より重い処分は懲戒免職処分でございます。これにつきましては、放火、殺人等々の刑法罰、こういったもので懲戒免職と、また、今回、飲酒運転等につきましても、そういった形のを基本にするというような形を打ち出しております。

○ 江口委員

この事件は合併前の事件でした。ところが、結論が出たのがことしの3月なわけですね。それまでおくれた理由、それと、本当にこれが停職6カ月相当なのかどうか、飲酒運転で懲戒免職になるわけです。御説明の中でも今回だけではないというお話もありました。今回のケースが停職6カ月相当であると判断した点についてお聞かせください。

○ 人事課長

人事諮問委員会の関係ということで、人事課の方でお答えさせていただきます。

本件につきましては、警察の方の証拠書類の押収ですね、これで調査がされておまして、返ってきたのが12月になったと。それから裁判記録ですね、これの公開、私どもが裁判の記録、刑事確定記録ですけども、これをお願い、検察庁の方からいただいたのが12月の末、1月という形でございまして、それを受けての最終的な、上下水道局の調査を待って、諮問委員会という形に至ったところでございます。

懲戒処分の六月ということでございますけども、停職六月というのはかなり重たいという処分というふうに認識をいたしております。懲戒免職か否かというのは事案の内容で判断したものでございまして、最終的に教育委員会の方で決定がなされております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 江口委員

もう一度、懲戒事由について、六月になった理由についてもう一度ちょっと御説明願えますか。

○ 人事課長

この件につきましては、不適切な入札関係の事務処理、それから業者との飲食等、これを2つをあわせた中でのそういった六月という形が出たわけでございますけども、あくまでも入札関係につきましては課長個人が単独で行ったものではないということでございまして、説明にもございましたとおり、協議、そして決裁の上、行ったものであるというところでございます。

○ 江口委員

とするならば、今回の事件に限定して、今度浄水場に関しての飲食並びに入札事務の処理、これのみというふうな形でよろしいのでしょうか。

○ 人事課長

当該課長につきましては刑事罰を受けてはおりません。それで、今申しました、御説明いたしました内容での処分というところでございます。

○ 江口委員

以前の処分等については、通常こういったケースでは検討されないのかどうか、お聞かせ願えますか。

○ 人事課長

過去に懲戒処分等がございましたら、再犯ということで量刑については重くなるというのが通常でございます。

○ 江口委員

今回のケースではそういったことはなかったのでしょうか。

○ 人事課長

これについては、ちょっとお答えは差し控えさせていただきます。過去、信用失墜行為があったということは事実でございます。

○ 江口委員

過去、信用失墜行為があつて、そしてまた今回があつた、それでも停職6カ月という判断をされた。今後もそういう判断をされるわけですか。

○ 人事課長

本件につきましては弁護士の意見も聴取しております。最終的に人事諮問委員会の中でそういった意見にまとまったということでございますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○ 江口委員

この処分について、本当に妥当だったかどうかというものを皆様方はしっかり考え直さなくてはならないと思っております。過去の信用失墜行為というお話がございました。それについては皆様方もお知りでしょうし、それを知っている市民の方々もおられます。そこできちんと襟を正すことをしていないと、同じようなことが起きるかもしれない。自己都合で退職とはいえ、退職金も出ているわけです。これが本当に職員の方々が自分を律するときに縛りとなり得るかどうか、もう一度検討していただきたいと要望して、終わります。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので御了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」を報告を求めます。

○ 学校教育課長

公用車による交通事故発生について御報告いたします。

平成18年12月1日金曜日午前11時45分ごろ、当課職員が運転する公用車が公務のため本庁へ向かう途中、穂波庁舎から5差路の交差点へ左折で進入し、徳前方面へ同交差点を通過しようとした際、横断歩道を左側より渡ろうとした自転車と公用車の左後部が接触したため相手方が転倒し相手方を負傷させ損害を与えたものです。損害状況につきましては市側は人身車両ともありませんでした。相手方は頸椎捻挫、両足関節挫傷及び両ひざ挫傷の人身傷害、ハンドル等のゆがみによる自転車損害を受けております。また、この事故による損害賠償につきましては、現在、相手方が通院加療中であり、協議中です。

今回の事故につきましては、横断歩道を渡る可能性のある自転車に対する注意不足が原因であり、当該職員へは厳しく指導するとともに、他の職員にも安全運転に心がけるよう注意を行っております。今後も機会あるごとに安全運転に心がけるよう指導を重ねてまいります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので御了承願います。

次に、「行財政改革の推進について」の報告を求めます。

○ 行財政改革推進室主幹

行財政改革の推進について御報告いたします。

昨年11月6日に策定いたしました行財政改革大綱及び大綱に基づく実施計画につきましては、昨年12月定例会開会中の6常任委員会で御報告いたしましたが、改めて内容等につきまして御説明いたします。

まず最初に、行財政改革大綱について御説明いたします。配付いたしております行財政改革大綱の1ページをお願いいたします。本市財政の危機的状況、行財政改革の必要性など、大綱策定の趣旨について記載いたしております。2ページから4ページにかけては本市の財政状況、4ページから6ページにかけては行財政改革の必要性について記載いたしております。

7ページをお願いいたします。大綱に基づく実施計画の計画期間でございますが、平成18年度を起点といたしまして、平成22年度までの5年間を計画期間といたしております。なお、必要な時点で随時見直しを行っていくことといたしております。

次に、数値目標でございますが、財政再建団体への転落を回避し、かつ、平成22年度までに単年度収支が黒字となることを目標といたしております。

下段の基本理念でございますが、8ページをお願いいたします。2つの基本理念を掲げております。行財政の簡素化、効率化を図り、安定した行財政基盤の確立、2つ目が、市民と行政が協働した自主自立したまちづくりの推進。

次に、基本方針でございますが、5つの基本方針を掲げ、それぞれの基本方針に基づいて推進項目を掲げております。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。

次に、行財政改革大綱に基づく実施計画でございますが、実施計画の行政素案を行財政改革推進委員会に提案し、御意見、御提言をいただいたものを取りまとめておりますので、別冊になっております意見提言書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。中段に記載されてありますが、今回の意見、提言につきましては、平成19年度当初予算に少しでも反映できるように短期間で取りまとめたものであり、市が今後策定する大綱等の進行管理については、適宜報告を受け、さらに点検しながら、1年または1年半後には公募市民等も含めて再度組織し、抜本的に大綱等の見直しを行う必要があるということが付記されております。

次に、実施計画でございますが、別に配付いたしております実施計画をお願いいたします。

2 ページをお願いいたします。大綱の基本方針及び推進項目に基づいて具体的な推進項目を掲げております。

4 ページをお願いいたします。推進項目の集計表でございますが、一番下の合計欄に記載いたしておりますように、項目数は98件となっております。効果見込み額でございますが、平成18年度2億9,941万7,000円、平成19年度21億5,961万円、平成20年度25億9,736万6,000円、平成21年度37億4,565万6,000円、平成22年度41億3,748万円、5年間計で129億3,952万9,000円となっております。

別に配付いたしております実施計画の抜粋をお願いいたします。個別の推進項目につきまして、全課にまたがるもの及び厚生文教委員会の所管に関する主なものについて抜粋したものでございます。なお、内容の説明は省略させていただきます。

なお、大綱等の進行管理につきましては、行財政改革推進本部及び行財政改革推進委員会で行ってまいりたいと考えております。

次に、財政シミュレーションと行財政改革の効果額との関連について御説明いたします。財政シミュレーションをお願いいたします。このシミュレーションは平成18年度12月補正予算をベースといたしまして、昨年11月、一定の条件をもとに平成27年度までの10年間分を作成いたしましたものでございます。

次のページに各費目の条件を記載いたしております。なお、このシミュレーションは平成19年度予算編成前に作成しておりますので、現時点での状況と異なる箇所が若干生じております。

次のページをお願いいたします。10年間分の財政シミュレーションでございますが、歳出の状況の下の方に記載いたしておりますAの欄、歳入マイナス歳出、一般会計でございますが、行財政改革を実施しなかった場合の財源不足額を記載いたしております。B欄は前年度末における財政調整基金及び減債基金の残高、C欄は前年度決算剰余積立金、D欄は全会計における効果見込み額、G欄は18年度の行革効果見込み額と、特別会計、企業会計を除いた一般会計のみの行革効果見込み額、H欄は行革実施後の単年度収支額、I欄は行革後の年度末基金残を記載いたしております。

A欄の歳入マイナス歳出でございますが、平成18年度は22億8,300万円、平成19年度以降、毎年40億円以上の財源不足が予想されるところでございます。昨年度の当初予算では約52億円の財源不足が生じ、財政調整基金や減債基金を取り崩した中で収支バランスをとっているという御説明を行ってまいりましたが、平成17年度の決算、18年度の交付税予算執行状況等を精査し、昨年12月の補正予算の時点では財源不足額が22億8,300万円となったところでございます。

その主な理由でございますが、最終ページをお願いいたします。まず、歳入では、市税、主に法人市民税の収入増で約1億7,600万円、交付税の増で約9億3,400万円、国保会計繰り出し金の精算で約1億8,000万円、繰越金の増で約9億5,600万円、歳出では、行財政改革の平成18年度中の実施分で約2億9,900万円、執行残で約4億1,300万円などで、約29億1,700万円の財源が確保することができましたので、財源不足予想額が約52億円から22億8,300万円となったものでございます。

なお、下段に平成18年度と19年度の財源不足の比較を記載いたしております。内容の説明は省略させていただきます。

恐れ入りますが、前のページをお願いいたします。平成19年度のA欄、歳入マイナス歳出に記載いたしておりますように、約38億8,600万円の財源不足が見込まれたところでございます。下から2段目のH欄の行革後の一般会計における単年度収支でございますが、平成19年度は20億3,600万円の財源不足となり、順次減少し、平成22年度におおむね単年度収支のバランスがとれるように予想いたしております。今回のシミュレーションには記載

いたしておりませんが、平成28年度以降は合併による交付税の特例措置がなくなり、毎年20数億円の減少となりますので、このことを念頭に置いて今後の財政運営に当たっていかなければならないというふうに考えております。

以上、簡単ではございますが、行財政改革の推進について報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので御了承願います。

以上をもちまして、厚生文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(閉 会) 17:20